



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
高知県税規則の一部を改正する規則	1
高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則	2
租税特別措置法の規定による優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則	3
高知県立手結港海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
高知県立双名園の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則	7
高知県栄養改善法施行細則を廃止する規則	7
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (海洋漁政課)	7
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	7
○認定を経た決算の要領 (財 政 課)	7
高知県政府調達に係る苦情の処理手続要領の一部改正 (管 財 課)	24
○字の区域及び名称の変更の届出 (2 件) (市町村振興課)	25
○建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (監 理 課)	25
○高知県建設工事指名停止等措置要領の定めの一部改正 (")	27
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (3 件) (都市計画課)	28
○ " (公園下水道課)	28
高知県立甲浦港海岸緑地公園の区域の定め (港 湾 課)	28
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止 (出 納 室)	30
公 告	

- 争議行為の予告 (労働政策課) 30
- 新たな土地改良事業の施行の適否決定 (栃ノ木堰土地改良区) (耕 地 課) 30
- 県営土地改良事業の計画の定め (") 30
- 換地処分の届出 (窪川町) (") 30
- " (十和村) (") 30

- 監査公表
- 定期監査の執行結果 (畜産試験場ほか) 30
 - 高知県職員措置請求についての監査の執行結果 32

規則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第12号
高知県税規則の一部を改正する規則
高知県税規則 (昭和33年高知県規則第11号) の一部を次のように改正する。

第81条第1項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正7年法律第32号) 第8条ノ3第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第56条」に改める。

附 則
この規則は、平成15年4月16日から施行する。

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第13号
高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和45年高知県規則第23号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項の公開時間」を「同項の公開時間」に改める。

第3条第3項中「又はミニドライブを施設等」を「を施設」に改める。

第5条第3項中「前項の交通安全指導」を「同項の交通安全指導」に改める。

第7条の見出しを「(ゴーカートの利用時間)」に改め、同条第1項中「又はミニドライブ」を削り、同条第2項中「前項のゴーカート又はミニドライブ」を「同項のゴーカート」に改める。

第8条の見出しを「(ゴーカートの使用料の納付等)」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表を次のように改める。
別表 (第9条関係)

区分		単位	使用料
ゴーカート	1人乗り	知事が指定するコース 1台1回につき	35円
	2人乗り	知事が指定するコース 1台1回につき	50円

別記第1号様式中
「

交通教室	ゴーカート	ミニドライブ	自転車	その他の施設等
------	-------	--------	-----	---------

」

を
「

交 通 教 室	ゴーカート	自転車	その他の施設等
---------	-------	-----	---------

」

に改め、同様式注1中「第9条」を「第10条」に、「提出すること」を「提出してください」に改め、同様式注2中「記入しないこと」を「記入しないでください」に改める。

別記第2号様式注1中「とすると」を「ととしてください」に改め、同様式注2中「記入しないこと」を「記入しないでください」に改める。

別記第4号様式注中「記入しないこと」を「記入しないでください」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第14号
高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則 (平成2年高知県規則第16号) の一部を次のように改正する。
別表第1計測機器の項中

磁気探傷器	1台1時間につき 1,100
高速度カメラ及び同解析装置	1台1時間につき 1,150

を

磁気探傷器	1台1時間につき 1,100
-------	----------------

に、

熱機械分析装置	1台1時間につき 1,000
熱定数測定装置	1台1時間につき 4,030

を

熱機械分析装置	1台1時間につき 1,000
---------	----------------

に、

硬度計	1台1時間につき 490
X線応力測定機	1台1時間につき 2,250

を

硬度計	1台1時間につき 490
-----	--------------

に

改め、同表分析機器の項中

液体クロマトグラフ	1台1時間につき 1,280
赤外線ガス分析装置	1台1時間につき 1,100

を

液体クロマトグラフ	1台1時間につき 1,280
-----------	----------------

に

改め、同表加工機器の項中

高周波遠心鑄造機	1台1時間につき 2,870
工作機械 高精度機械 一般機械	1台1時間につき 1,570 1台1時間につき 560

を

高周波遠心鑄造機	1台1時間につき 2,870
----------	----------------

に、

ガス炉	実費
シュガーアナライザ	1台1時間につき 1,310

を

ガス炉	実費
-----	----

に、

冷間等方圧プレス	1台1時間につき 990
セラミックス成型機	1台1時間につき 1,030

を

冷間等方圧プレス	1台1時間につき 990
----------	--------------

に、

高温高圧調理殺菌試験機	1台1時間につき 2,640
機械C A D	1台1時間につき 1,780

を

高温高圧調理殺菌試験機	1台1時間につき 2,640
-------------	----------------

に、

電気式溶融炉	1台1時間につき 5,080
--------	----------------

を

電気式溶融炉	1台1時間につき 5,080
5軸制御マシニングセンタ	1台1時間につき 1,560
C A Mシステム	1台1時間につき 600

に

改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第15号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則

の一部を改正する規則
森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。
別表第2の3の項中

（6） その他木竹材料 試験	1試料1項目につき 2,630
-------------------	-----------------

を

（6） 炭化試験	1試料1項目につき 15,040
（7） その他木竹材料 試験	1試料1項目につき 2,630

に

改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第16号

租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則（昭和49年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第10号ハ」を「第31条の2第2項第11号ハ」に、「第62条の3第4項第10号ハ」を「第62条の3第4項第11号ハ」に、「及び第63条第3項第5号イ」を「、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ」に改める。

第12条中「第2条の表22の項」を「第2条の表21の項」に改める。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「第31条の2第2項第10号ハ」を「第31条の2第2項第11号ハ」に、「第62条の3第4項第10号ハ」を「第62条の3第4項第11号ハ」に、「第63条第3項第5号イ」を「第63条第3項第5号イ・第68条の69第3項第5号イ」に改める。

別記第8号様式中「第63条第3項第5号イ」を「第63条第3項第5号イ・第68条の69第3項第5号イ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

租税特別措置法の規定による優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第17号

租税特別措置法の規定による優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定による優良住宅の認定に関する規則（昭和49年高知県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二」に、「第62条の3第4項第11号二及び第63条第3項第6号」を「第62条の3第4項第12号二、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号」に改める。

「第28条の4第3項第6号

別記第1号様式中 第31条の2第2項第11号二 を
第62条の3第4項第11号二
第63条第3項第6号 」

「第28条の4第3項第6号

第31条の2第2項第12号二

第62条の3第4項第12号二 に改め、同様式備考3中「簡易耐
第63条第3項第6号

第68条の69第3項第6号 」

火」を「準耐火」に改め、同様式備考に次のように加える。

6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

「第28条の4第3項第6号

別記第2号様式中 第31条の2第2項第11号二 を
第62条の3第4項第11号二
第63条第3項第6号 」

「第28条の4第3項第6号

第31条の2第2項第12号二

第62条の3第4項第12号二 に改める。

第63条第3項第6号

第68条の69第3項第6号 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県立手結港海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第18号

高知県立手結港海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立手結港海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年高知県規則第105号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則

第1条中「高知県立手結港海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例」を「高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例」に、「高知県立手結港海岸緑地公園（）」を「高知県立海岸緑地公園（）」に改める。

第9条中「夜須町」を「条例別表第1の右欄に掲げる市町」に改める。

別記第1号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住 所  
(所在地)  
氏 名 ⑩  
(名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

高知県立海岸緑地公園使用許可申請書

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例第2条第1項の規定により高知県立海岸緑地公園の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|       |                            |    |                |
|-------|----------------------------|----|----------------|
| 公園の名称 |                            |    |                |
| 使用の目的 |                            |    |                |
| 使用の日時 | 年 月 日 時 分から<br>年 月 日 時 分まで |    |                |
| 使用場所  | 別図に示すとおり                   | 面積 | m <sup>2</sup> |
| 備考    |                            |    |                |

処理事項

|       |       |                     |
|-------|-------|---------------------|
| 許可年月日 | 年 月 日 | 使用料 _____ 円<br>計算基礎 |
| 許可番号  | 第 号   |                     |

注 印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住 所  
(所在地)  
氏 名 ⑩  
(名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

高知県立海岸緑地公園使用変更許可申請書

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例第2条第1項の規定により高知県立海岸緑地公園の使用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

|             |     |           |
|-------------|-----|-----------|
| 許可年月日及び許可番号 |     | 年 月 日 第 号 |
| 公園の名称       |     |           |
| 変更の内容       | 変更前 |           |
|             | 変更後 |           |
| 変更の理由       |     |           |
| 備考          |     |           |

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 号 日

様

高知県知事

印

高知県立海岸緑地公園使用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立海岸緑地公園の使用については、次のとおり許可します。

|       |                            |    |                |
|-------|----------------------------|----|----------------|
| 公園の名称 |                            |    |                |
| 使用の目的 |                            |    |                |
| 使用の日時 | 年 月 日 時 分から<br>年 月 日 時 分まで |    |                |
| 使用場所  |                            | 面積 | m <sup>2</sup> |
| 許可の条件 |                            |    |                |
| 使用料の額 | 円                          |    |                |
| 備考    |                            |    |                |

第4号様式（第7条関係）

第 年 月 号 日

高知県知事 様

管理受託者

印

高知県立海岸緑地公園有料施設利用料金承認申請書

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例第11条の規定により高知県立海岸緑地公園の有料施設の利用料金を定めたいので、次のとおり申請します。

1 公園の名称

2 利用料金の申請額

| 有料施設 | 区分 | 計算単位 | 利用料金 |
|------|----|------|------|
|      |    |      | 円    |

3 利用料金決定理由

4 利用料金適用開始予定年月日  
年 月 日

第5号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

管理受託者 印

高知県立海岸緑地公園有料施設利用料金変更承認申請書  
高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例第11条の規定により高知県立海岸  
緑地公園の有料施設の利用料金を変更したいので、次のとおり申請します。

1 公園の名称

2 利用料金の変更申請額

| 有料施設 | 区分 | 計算単位 | 利用料金 |     |
|------|----|------|------|-----|
|      |    |      | 変更前  | 変更後 |
|      |    |      | 円    | 円   |

3 利用料金変更理由

4 利用料金変更予定年月日  
年 月 日

第6号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

長 印

高知県立海岸緑地公園使用料徴収明細書  
( 年 月分)

| 公園の名称 |     |     |    |
|-------|-----|-----|----|
| 徴収の日  | 相手方 | 使用料 | 備考 |
|       |     | 円   |    |
|       |     |     |    |
|       |     |     |    |
|       |     |     |    |
|       |     |     |    |
|       |     |     |    |
|       |     |     |    |
|       |     |     |    |
| 合計    |     |     |    |

注 該当する高知県立海岸緑地公園使用許可書の写しを添えてください。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>附 則<br/>この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立双名園の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。<br/>平成15年3月28日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>高知県規則第19号<br/>高知県立双名園の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則<br/>高知県立双名園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和40年高知県規則第57号）は、廃止する。</p> <p>附 則<br/>この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県栄養改善法施行細則を廃止する規則をここに公布する。<br/>平成15年3月28日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>高知県規則第20号<br/>高知県栄養改善法施行細則を廃止する規則<br/>高知県栄養改善法施行細則（平成3年高知県規則第64号）は、廃止する。</p> <p>附 則<br/>この規則は、平成15年5月1日から施行する。</p> <p>-----<br/>告 示<br/>-----</p> <p>高知県告示第180号<br/>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。<br/>平成15年3月26日（揭示済）</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>布加入区<br/>浜改田加入区<br/>高知県告示第181号<br/>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成11年3月高知県告示第182号及び第183号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成15年3月25日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。</p> | <p>平成15年3月26日（揭示済）</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>布加入区<br/>浜改田加入区<br/>高知県告示第182号<br/>平成15年2月高知県議会定例会において次のとおり認定を経た平成13年度高知県歳入歳出決算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により公表する。<br/>平成15年3月28日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

平成13年度高知県一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款                 | 項                 | 予 算 現 額        | 調 定 額          | 収 入 済 額        | 不 納 欠 損 額   | 収 入 未 済 額     | 予算現額と収入済額との比較 |
|-------------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|-------------|---------------|---------------|
| 1 県 税             |                   | 66,270,644,000 | 69,413,225,546 | 66,541,642,054 | 228,781,134 | 2,642,802,358 | 270,998,054   |
|                   | 1 県 民 税           | 22,590,345,000 | 23,674,879,395 | 22,513,928,911 | 90,909,242  | 1,070,041,242 | 76,416,089    |
|                   | 2 事 業 税           | 11,396,977,000 | 12,573,125,675 | 12,113,110,861 | 26,437,083  | 433,577,731   | 716,133,861   |
|                   | 3 地 方 消 費 税       | 8,282,425,000  | 7,965,410,087  | 7,965,410,087  | 0           | 0             | 317,014,913   |
|                   | 4 不 動 産 取 得 額     | 2,349,119,000  | 2,693,632,219  | 2,464,424,773  | 11,345,529  | 217,861,917   | 115,305,773   |
|                   | 5 県 た ば こ 税       | 1,758,808,000  | 1,712,184,850  | 1,712,182,774  | 1,236       | 840           | 46,625,226    |
|                   | 6 ゴ ル フ 場 利 用 税   | 451,395,000    | 440,422,815    | 440,422,815    | 0           | 0             | 10,972,185    |
|                   | 7 自 動 車 税         | 9,884,659,000  | 10,649,018,369 | 9,775,321,395  | 92,936,800  | 780,760,174   | 109,337,605   |
|                   | 8 鉱 区 税           | 9,766,000      | 11,457,000     | 10,938,400     | 100,000     | 418,600       | 1,172,400     |
|                   | 9 狩 猟 者 登 録 税     | 50,282,000     | 48,572,800     | 48,572,800     | 0           | 0             | 1,709,200     |
|                   | 10 自 動 車 取 得 税    | 2,423,133,000  | 2,367,973,000  | 2,367,973,000  | 0           | 0             | 55,160,000    |
|                   | 11 軽 油 引 取 税      | 7,029,674,000  | 7,167,560,907  | 7,088,388,853  | 0           | 79,172,054    | 58,714,853    |
|                   | 12 入 猟 税          | 38,888,000     | 37,854,200     | 37,854,200     | 0           | 0             | 1,033,800     |
|                   | 13 旧 法 に よ る 税    | 5,173,000      | 71,134,229     | 3,113,185      | 7,051,244   | 60,969,800    | 2,059,815     |
| 2 地 方 消 費 税 清 算 金 |                   | 15,891,031,000 | 15,502,213,827 | 15,502,213,827 | 0           | 0             | 388,817,173   |
|                   | 1 地 方 消 費 税 清 算 金 | 15,891,031,000 | 15,502,213,827 | 15,502,213,827 | 0           | 0             | 388,817,173   |
| 3 地 方 譲 与 税       |                   | 2,097,778,000  | 2,098,234,000  | 2,098,234,000  | 0           | 0             | 456,000       |
|                   | 1 地 方 道 路 譲 与 税   | 1,900,920,000  | 1,900,920,000  | 1,900,920,000  | 0           | 0             | 0             |
|                   | 2 石 油 ガ ス 譲 与 税   | 183,858,000    | 183,858,000    | 183,858,000    | 0           | 0             | 0             |
|                   | 3 航 空 機 燃 料 譲 与 税 | 13,000,000     | 13,456,000     | 13,456,000     | 0           | 0             | 456,000       |
| 3 地 方 特 例 交 付 金   |                   | 607,004,000    | 607,004,000    | 607,004,000    | 0           | 0             | 0             |

| 款                 | 項               | 予 算 現 額         | 調 定 額           | 収 入 済 額         | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額  | 予算現額と収入済額との比較  |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|------------|----------------|
|                   | 1 地 方 特 例 交 付 金 | 607,004,000     | 607,004,000     | 607,004,000     | 0         | 0          | 0              |
| 5 地 方 交 付 税       |                 | 210,479,403,000 | 210,479,403,000 | 210,479,403,000 | 0         | 0          | 0              |
|                   | 1 地 方 交 付 税     | 210,479,403,000 | 210,479,403,000 | 210,479,403,000 | 0         | 0          | 0              |
| 6 交通安全対策特別交付金     |                 | 327,774,000     | 327,774,000     | 327,774,000     | 0         | 0          | 0              |
|                   | 1 交通安全対策特別交付金   | 327,774,000     | 327,774,000     | 327,774,000     | 0         | 0          | 0              |
| 7 分 担 金 及 び 負 担 金 |                 | 7,622,989,000   | 5,320,459,266   | 5,293,266,333   | 0         | 27,192,933 | 2,329,722,667  |
|                   | 1 分 担 金         | 344,456,000     | 271,816,340     | 271,816,340     | 0         | 0          | 72,639,660     |
|                   | 2 負 担 金         | 7,278,533,000   | 5,048,642,926   | 5,021,449,993   | 0         | 27,192,933 | 2,257,083,007  |
| 8 使 用 料 及 び 手 数 料 |                 | 7,166,288,000   | 7,226,467,509   | 7,196,419,936   | 0         | 30,047,573 | 30,131,936     |
|                   | 1 使 用 料         | 5,481,225,000   | 5,550,349,451   | 5,520,307,238   | 0         | 30,042,213 | 39,082,238     |
|                   | 2 手 数 料         | 1,685,063,000   | 1,676,118,058   | 1,676,112,698   | 0         | 5,360      | 8,950,302      |
| 9 国 庫 支 出 金       |                 | 156,102,609,000 | 125,519,509,183 | 125,519,509,183 | 0         | 0          | 30,583,099,817 |
|                   | 1 国 庫 負 担 金     | 46,948,213,000  | 41,390,891,106  | 41,390,891,106  | 0         | 0          | 5,557,321,894  |
|                   | 2 国 庫 補 助 金     | 106,827,425,000 | 81,924,000,905  | 81,924,000,905  | 0         | 0          | 24,903,424,095 |
|                   | 3 委 託 金         | 2,326,971,000   | 2,204,617,172   | 2,204,617,172   | 0         | 0          | 122,353,828    |
| 10 財 産 収 入        |                 | 1,692,195,000   | 1,704,891,928   | 1,704,232,473   | 0         | 659,455    | 12,037,473     |
|                   | 1 財 産 運 用 収 入   | 1,408,895,000   | 1,433,156,502   | 1,432,673,811   | 0         | 482,691    | 23,778,811     |
|                   | 2 財 産 売 払 収 入   | 283,300,000     | 271,735,426     | 271,558,662     | 0         | 176,764    | 11,741,338     |
| 11 寄 附 金          |                 | 106,569,000     | 132,658,245     | 132,658,245     | 0         | 0          | 26,089,245     |
|                   | 1 寄 附 金         | 106,569,000     | 132,658,245     | 132,658,245     | 0         | 0          | 26,089,245     |
| 12 繰 入 金          |                 | 14,995,114,000  | 12,931,300,073  | 12,931,300,073  | 0         | 0          | 2,063,813,927  |
|                   | 1 特 別 会 計 繰 入 金 | 1,207,653,000   | 1,064,751,058   | 1,064,751,058   | 0         | 0          | 142,901,942    |
|                   | 2 基 金 繰 入 金     | 13,787,461,000  | 11,866,549,015  | 11,866,549,015  | 0         | 0          | 1,920,911,985  |

| 款        | 項                 | 予 算 現 額         | 調 定 額           | 収 入 済 額         | 不 納 欠 損 額   | 収 入 未 済 額     | 予算現額と収入済額との比較  |
|----------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|---------------|----------------|
| 13 繰 越 金 |                   | 18,576,590,000  | 18,576,589,937  | 18,576,589,937  | 0           | 0             | 63             |
|          | 1 繰 越 金           | 18,576,590,000  | 18,576,589,937  | 18,576,589,937  | 0           | 0             | 63             |
| 14 諸 収 入 |                   | 79,452,945,000  | 79,786,807,700  | 78,004,031,694  | 15,256,503  | 1,767,519,503 | 1,448,913,306  |
|          | 1 延滞金、加算金及び過料     | 196,200,000     | 271,540,324     | 161,863,426     | 1,646,747   | 108,030,151   | 34,336,574     |
|          | 2 県 預 金 利 子       | 15,188,000      | 740,424         | 740,424         | 0           | 0             | 14,447,576     |
|          | 3 公営企業貸付金元利収入     | 9,293,067,000   | 9,292,436,047   | 9,292,436,047   | 0           | 0             | 630,953        |
|          | 4 貸 付 金 元 利 収 入   | 50,840,155,000  | 47,214,092,835  | 47,178,250,663  | 0           | 35,842,172    | 3,661,904,337  |
|          | 5 収 益 事 業 収 入     | 3,430,636,000   | 3,497,298,714   | 3,497,298,714   | 0           | 0             | 66,662,714     |
|          | 6 受 託 事 業 収 入     | 1,604,712,000   | 1,254,142,892   | 1,254,142,892   | 0           | 0             | 350,569,108    |
|          | 7 利 子 割 精 算 金 収 入 | 7,307,000       | 7,460,744       | 7,460,744       | 0           | 0             | 153,744        |
|          | 8 雑 入             | 14,065,680,000  | 18,249,095,720  | 16,611,838,784  | 13,609,756  | 1,623,647,180 | 2,546,158,784  |
| 15 県 債   |                   | 106,293,902,000 | 70,889,966,666  | 70,889,966,666  | 0           | 0             | 35,403,935,334 |
|          | 1 県 債             | 106,293,902,000 | 70,889,966,666  | 70,889,966,666  | 0           | 0             | 35,403,935,334 |
| 歳 入 合 計  |                   | 687,682,835,000 | 620,516,504,880 | 615,804,245,421 | 244,037,637 | 4,468,221,822 | 71,878,589,579 |

歳 出

(単位 円)

| 款       | 項           | 予 算 現 額        | 支 出 済 額        | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額         | 予算現額と支出済額との比較 |
|---------|-------------|----------------|----------------|-------------|---------------|---------------|
| 1 議 会 費 |             | 1,179,974,000  | 1,163,770,451  | 0           | 16,203,549    | 16,203,549    |
|         | 1 議 会 費     | 1,179,974,000  | 1,163,770,451  | 0           | 16,203,549    | 16,203,549    |
| 2 総 務 費 |             | 47,786,506,000 | 44,421,855,818 | 835,654,000 | 2,528,996,182 | 3,364,650,182 |
|         | 1 総 務 管 理 費 | 18,149,800,000 | 16,570,804,135 | 223,990,000 | 1,355,005,865 | 1,578,995,865 |
|         | 2 企 画 費     | 13,914,234,000 | 13,016,362,559 | 417,528,000 | 480,343,441   | 897,871,441   |
|         | 3 徴 税 費     | 2,978,365,000  | 2,957,093,918  | 0           | 21,271,082    | 21,271,082    |

| 款       | 項                | 予 算 現 額        | 支 出 済 額        | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額       | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|---------|------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|--------------------|
|         | 4 市 町 村 振 興 費    | 2,405,061,000  | 2,031,433,047  | 0           | 373,627,953 | 373,627,953        |
|         | 5 選 挙 費          | 695,764,000    | 688,246,507    | 0           | 7,517,493   | 7,517,493          |
|         | 6 防 災 費          | 959,090,000    | 920,025,120    | 0           | 39,064,880  | 39,064,880         |
|         | 7 統 計 調 査 費      | 394,276,000    | 368,816,267    | 0           | 25,459,733  | 25,459,733         |
|         | 8 開 発 費          | 2,079,994,000  | 2,045,536,502  | 0           | 34,457,498  | 34,457,498         |
|         | 9 環 境 保 全 費      | 2,095,222,000  | 1,901,218,159  | 106,091,000 | 87,912,841  | 194,003,841        |
|         | 10 科 学 技 術 振 興 費 | 3,771,790,000  | 3,589,582,564  | 88,045,000  | 94,162,436  | 182,207,436        |
|         | 11 人 事 委 員 会 費   | 149,077,000    | 145,894,978    | 0           | 3,182,022   | 3,182,022          |
|         | 12 監 査 委 員 費     | 193,833,000    | 186,842,062    | 0           | 6,990,938   | 6,990,938          |
| 3 民 生 費 |                  | 43,527,345,000 | 42,510,816,847 | 69,877,000  | 946,651,153 | 1,016,528,153      |
|         | 1 社 会 福 祉 費      | 26,376,810,000 | 25,703,315,959 | 19,113,000  | 654,381,041 | 673,494,041        |
|         | 2 生 活 保 護 費      | 4,975,382,000  | 4,907,310,826  | 0           | 68,071,174  | 68,071,174         |
|         | 3 児 童 福 祉 費      | 10,600,238,000 | 10,352,971,578 | 50,764,000  | 196,502,422 | 247,266,422        |
|         | 4 国 民 健 康 保 険 費  | 1,168,068,000  | 1,163,088,014  | 0           | 4,979,986   | 4,979,986          |
|         | 5 遭 家 族 等 援 護 費  | 80,941,000     | 78,403,752     | 0           | 2,537,248   | 2,537,248          |
|         | 6 災 害 救 助 費      | 325,906,000    | 305,726,718    | 0           | 20,179,282  | 20,179,282         |
| 4 衛 生 費 |                  | 8,954,415,000  | 8,609,973,612  | 3,997,000   | 340,444,388 | 344,441,388        |
|         | 1 医 務 費          | 6,508,660,000  | 6,272,300,335  | 0           | 236,359,665 | 236,359,665        |
|         | 2 環 境 衛 生 費      | 773,424,000    | 756,464,663    | 3,997,000   | 12,962,337  | 16,959,337         |
|         | 3 予 防 費          | 1,527,134,000  | 1,440,706,148  | 0           | 86,427,852  | 86,427,852         |
|         | 4 薬 務 費          | 145,197,000    | 140,502,466    | 0           | 4,694,534   | 4,694,534          |
| 5 労 働 費 |                  | 6,528,022,000  | 6,352,437,376  | 0           | 175,584,624 | 175,584,624        |
|         | 1 職 業 安 定 費      | 1,013,944,000  | 961,256,017    | 0           | 52,687,983  | 52,687,983         |

| 款             | 項             | 予 算 現 額         | 支 出 済 額         | 翌 年 度 繰 越 額    | 不 用 額         | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|---------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|--------------------|
|               | 2 労 政 費       | 5,392,253,000   | 5,273,869,683   | 0              | 118,383,317   | 118,383,317        |
|               | 3 労 働 委 員 会 費 | 121,825,000     | 117,311,676     | 0              | 4,513,324     | 4,513,324          |
| 6 農 林 水 産 業 費 |               | 78,388,059,000  | 60,474,186,430  | 17,025,485,000 | 888,387,570   | 17,913,872,570     |
|               | 1 農 業 費       | 8,982,126,000   | 8,489,403,439   | 280,509,000    | 212,213,561   | 492,722,561        |
|               | 2 畜 産 業 費     | 1,193,633,000   | 1,161,849,288   | 0              | 31,783,712    | 31,783,719         |
|               | 3 農 地 費       | 20,817,207,000  | 15,722,732,891  | 4,977,146,000  | 117,328,109   | 5,094,474,109      |
|               | 4 林 業 費       | 31,337,102,000  | 23,622,950,881  | 7,459,422,000  | 254,729,119   | 7,714,151,119      |
|               | 5 水 産 業 費     | 16,057,991,000  | 11,477,249,931  | 4,308,408,000  | 272,333,069   | 4,580,741,069      |
| 7 商 工 費       |               | 22,503,914,000  | 22,190,855,930  | 0              | 313,058,070   | 313,058,070        |
|               | 1 商 工 業 費     | 21,501,835,000  | 21,262,763,045  | 0              | 239,071,955   | 239,071,955        |
|               | 2 観 光 費       | 1,002,079,000   | 928,092,885     | 0              | 73,986,115    | 73,986,115         |
| 8 土 木 費       |               | 200,351,708,000 | 149,760,447,440 | 45,405,767,700 | 5,185,492,860 | 50,591,260,560     |
|               | 1 土 木 管 理 費   | 18,138,707,000  | 14,430,065,710  | 25,118,000     | 3,683,523,290 | 3,708,641,290      |
|               | 2 道 路 橋 梁 費   | 74,029,977,000  | 56,157,367,670  | 17,653,589,000 | 219,020,330   | 17,872,609,330     |
|               | 3 河 川 海 岸 費   | 42,798,864,000  | 27,892,889,721  | 14,672,967,000 | 233,007,279   | 14,905,974,279     |
|               | 4 港 湾 空 港 費   | 24,507,807,000  | 20,611,266,896  | 3,113,538,000  | 783,002,104   | 3,896,540,104      |
|               | 5 砂 防 費       | 14,931,149,000  | 11,346,255,816  | 3,581,305,000  | 3,588,184     | 3,584,893,184      |
|               | 6 都 市 計 画 費   | 20,977,026,000  | 15,421,916,329  | 5,439,974,000  | 115,135,671   | 5,555,109,671      |
|               | 7 建 築 費       | 4,968,178,000   | 3,900,685,298   | 919,276,700    | 148,216,002   | 1,067,492,702      |
| 9 警 察 費       |               | 23,863,441,000  | 23,467,038,337  | 176,999,000    | 219,403,663   | 396,402,663        |
|               | 1 警 察 管 理 費   | 21,156,066,000  | 20,991,951,368  | 15,444,000     | 148,670,632   | 164,114,632        |
|               | 2 警 察 活 動 費   | 2,707,375,000   | 2,475,086,969   | 161,555,000    | 70,733,031    | 232,288,031        |
| 10 教 育 費      |               | 108,910,629,000 | 104,992,815,905 | 982,258,000    | 2,935,555,095 | 3,917,813,095      |

| 款            | 項                     | 予 算 現 額        | 支 出 済 額        | 翌 年 度 繰 越 額   | 不 用 額         | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|--------------|-----------------------|----------------|----------------|---------------|---------------|--------------------|
|              | 1 教 育 総 務 費           | 12,218,041,000 | 10,314,176,479 | 335,664,000   | 1,568,200,521 | 1,903,864,521      |
|              | 2 小 学 校 費             | 35,473,855,000 | 35,251,006,588 | 0             | 222,848,412   | 222,848,412        |
|              | 3 中 学 校 費             | 20,832,133,000 | 20,562,145,251 | 0             | 269,987,749   | 269,987,749        |
|              | 4 高 等 学 校 費           | 23,144,900,000 | 22,007,854,136 | 646,594,000   | 490,451,864   | 1,137,045,864      |
|              | 5 障 害 児 学 校 費         | 6,724,187,000  | 6,611,450,704  | 0             | 112,736,296   | 112,736,296        |
|              | 6 社 会 教 育 費           | 3,739,993,000  | 3,536,191,807  | 0             | 203,801,193   | 203,801,193        |
|              | 7 保 健 体 育 費           | 1,113,315,000  | 1,070,980,249  | 0             | 42,334,751    | 42,334,751         |
|              | 8 大 学 費               | 1,849,899,000  | 1,829,298,934  | 0             | 20,600,066    | 20,600,066         |
|              | 9 教 育 諸 費             | 3,814,306,000  | 3,809,711,757  | 0             | 4,594,243     | 4,594,243          |
| 11 災 害 復 旧 費 |                       | 19,405,504,000 | 10,637,364,934 | 8,178,173,000 | 589,966,066   | 8,768,139,066      |
|              | 1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費   | 4,259,105,000  | 2,086,910,450  | 2,123,740,000 | 48,454,550    | 2,172,194,550      |
|              | 2 水 産 施 設 災 害 復 旧 費   | 304,609,000    | 103,676,000    | 135,940,000   | 64,993,000    | 200,933,000        |
|              | 3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費   | 14,805,153,000 | 8,410,945,034  | 5,918,493,000 | 475,714,966   | 6,394,207,966      |
|              | 4 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費 | 36,637,000     | 35,833,450     | 0             | 803,550       | 803,550            |
| 12 公 債 費     |                       | 83,501,038,000 | 83,497,973,128 | 0             | 3,064,872     | 3,064,872          |
|              | 1 公 債 費               | 83,501,038,000 | 83,497,973,128 | 0             | 3,064,872     | 3,064,872          |
| 13 諸 支 出 金   |                       | 42,750,405,000 | 42,687,569,529 | 0             | 62,835,471    | 62,835,471         |
|              | 1 基 金                 | 4,229,934,000  | 4,228,981,583  | 0             | 952,417       | 952,417            |
|              | 2 公 営 企 業 支 出 金       | 14,996,586,000 | 14,935,041,477 | 0             | 61,544,523    | 61,544,523         |
|              | 3 地 方 消 費 税 清 算 金     | 7,855,856,000  | 7,855,854,827  | 0             | 1,173         | 1,173              |
|              | 4 利 子 割 交 付 金         | 5,155,083,000  | 5,155,083,000  | 0             | 0             | 0                  |
|              | 5 地 方 消 費 税 交 付 金     | 7,776,010,000  | 7,776,010,000  | 0             | 0             | 0                  |
|              | 6 ゴルフ場利用税交付金          | 308,720,000    | 308,719,006    | 0             | 994           | 994                |

| 款        | 項             | 予 算 現 額         | 支 出 済 額         | 翌 年 度 繰 越 額    | 不 用 額          | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|----------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|--------------------|
|          | 7 特別地方消費税交付金  | 1,205,000       | 1,205,000       | 0              | 0              | 0                  |
|          | 8 自動車取得税交付金   | 1,611,322,000   | 1,611,322,000   | 0              | 0              | 0                  |
|          | 9 利 子 割 精 算 金 | 2,910,000       | 2,909,829       | 0              | 171            | 171                |
|          | 10 雑 支 出      | 812,779,000     | 812,442,807     | 0              | 336,193        | 336,193            |
| 14 予 備 費 |               | 31,875,000      | 0               | 0              | 31,875,000     | 31,875,000         |
|          | 1 予 備 費       | 31,875,000      | 0               | 0              | 31,875,000     | 31,875,000         |
| 歳 出 合 計  |               | 687,682,835,000 | 600,767,105,737 | 72,678,210,700 | 14,237,518,563 | 86,915,729,263     |

歳入歳出差引残額 15,037,139,684円  
うち基金繰入額 1,671,917,000円

平成13年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款               | 項               | 予 算 現 額         | 調 定 額           | 収 入 済 額         | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予算現額と収入済額との<br>比 較 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|--------------------|
| 1 給 与 等 振 替 収 入 |                 | 135,261,000,000 | 134,497,141,425 | 134,497,141,425 | 0         | 0         | 763,858,575        |
|                 | 1 給 与 等 振 替 収 入 | 135,261,000,000 | 134,497,141,425 | 134,497,141,425 | 0         | 0         | 763,858,575        |
| 歳 入 合 計         |                 | 135,261,000,000 | 134,497,141,425 | 134,497,141,425 | 0         | 0         | 763,858,575        |

歳 出

(単位 円)

| 款                 | 項                 | 予 算 現 額         | 支 出 済 額         | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額       | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|--------------------|
| 1 給 与 等 集 中 管 理 費 |                   | 135,261,000,000 | 134,497,141,425 | 0           | 763,858,575 | 763,858,575        |
|                   | 1 給 与 等 集 中 管 理 費 | 135,261,000,000 | 134,497,141,425 | 0           | 763,858,575 | 763,858,575        |
| 歳 出 合 計           |                   | 135,261,000,000 | 134,497,141,425 | 0           | 763,858,575 | 763,858,575        |

歳入歳出差引残額 0円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款         | 項         | 予 算 現 額       | 調 定 額         | 収 入 済 額       | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|-----------|-----------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------|---------------|
| 1 用品等管理収入 |           | 2,510,000,000 | 2,146,319,503 | 2,146,319,503 | 0         | 0         | 363,680,497   |
|           | 1 用品等管理収入 | 2,510,000,000 | 2,146,319,503 | 2,146,319,503 | 0         | 0         | 363,680,497   |
| 歳 入       | 合 計       | 2,510,000,000 | 2,146,319,503 | 2,146,319,503 | 0         | 0         | 363,680,497   |

歳 出

(単位 円)

| 款        | 項        | 予 算 現 額       | 支 出 済 額       | 翌年度繰越額 | 不 用 額       | 予算現額と支出済額との比較 |
|----------|----------|---------------|---------------|--------|-------------|---------------|
| 1 用品等調達費 |          | 2,510,000,000 | 2,133,978,891 | 0      | 376,021,109 | 376,021,109   |
|          | 1 用品等調達費 | 2,510,000,000 | 2,133,978,891 | 0      | 376,021,109 | 376,021,109   |
| 歳 出      | 合 計      | 2,510,000,000 | 2,133,978,891 | 0      | 376,021,109 | 376,021,109   |

歳入歳出差引残額 12,340,612円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款          | 項          | 予 算 現 額       | 調 定 額         | 収 入 済 額       | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|------------|------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------|---------------|
| 1 土地取得事業収入 |            | 1,871,514,000 | 1,915,795,780 | 1,915,795,780 | 0         | 0         | 44,281,780    |
|            | 1 土地取得事業収入 | 1,871,514,000 | 1,915,795,780 | 1,915,795,780 | 0         | 0         | 44,281,780    |
| 歳 入        | 合 計        | 1,871,514,000 | 1,915,795,780 | 1,915,795,780 | 0         | 0         | 44,281,780    |

歳 出

(単位 円)

| 款               | 項               | 予 算 現 額       | 支 出 済 額       | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額     | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|-----------------|-----------------|---------------|---------------|-------------|-----------|--------------------|
| 1 土 地 取 得 事 業 費 |                 | 1,871,514,000 | 1,862,972,285 | 0           | 8,541,715 | 8,541,715          |
|                 | 1 土 地 取 得 事 業 費 | 1,871,514,000 | 1,862,972,285 | 0           | 8,541,715 | 8,541,715          |
| 歳 出             | 合 計             | 1,871,514,000 | 1,862,972,285 | 0           | 8,541,715 | 8,541,715          |

歳入歳出差引残額 52,823,495円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款                 | 項                 | 予 算 現 額   | 調 定 額     | 収 入 済 額   | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予算現額と収入済額との<br>比 較 |
|-------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------|
| 1 災 害 救 助 基 金 収 入 |                   | 5,949,000 | 5,054,613 | 5,054,613 | 0         | 0         | 894,387            |
|                   | 1 災 害 救 助 基 金 収 入 | 5,949,000 | 5,054,613 | 5,054,613 | 0         | 0         | 894,387            |
| 歳 入               | 合 計               | 5,949,000 | 5,054,613 | 5,054,613 | 0         | 0         | 894,387            |

歳 出

(単位 円)

| 款                   | 項                   | 予 算 現 額   | 支 出 済 額   | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額   | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|---------------------|---------------------|-----------|-----------|-------------|---------|--------------------|
| 1 災 害 救 助 基 金 積 立 金 |                     | 5,949,000 | 5,054,613 | 0           | 894,387 | 894,387            |
|                     | 1 災 害 救 助 基 金 積 立 金 | 5,949,000 | 5,054,613 | 0           | 894,387 | 894,387            |
| 歳 出                 | 合 計                 | 5,949,000 | 5,054,613 | 0           | 894,387 | 894,387            |

歳入歳出差引残額 0円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款             | 項        | 予 算 現 額     | 調 定 額       | 収 入 済 額     | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額  | 予算現額と収入済額との比較 |
|---------------|----------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------|---------------|
| 1 母子寡婦福祉資金貸付金 |          | 108,082,000 | 167,858,294 | 115,598,848 | 0         | 52,259,446 | 7,516,848     |
|               | 1 貸付事業収入 | 108,082,000 | 167,858,294 | 115,598,848 | 0         | 52,259,446 | 7,516,848     |
| 歳 入           | 合 計      | 108,082,000 | 167,858,294 | 115,598,848 | 0         | 52,259,446 | 7,516,848     |

歳 出

(単位 円)

| 款             | 項       | 予 算 現 額     | 支 出 済 額     | 翌年度繰越額 | 不 用 額     | 予算現額と支出済額との比較 |
|---------------|---------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|
| 1 母子寡婦福祉資金貸付金 |         | 108,082,000 | 100,665,954 | 0      | 7,416,046 | 7,416,046     |
|               | 1 貸付事業費 | 108,082,000 | 100,665,954 | 0      | 7,416,046 | 7,416,046     |
| 歳 出           | 合 計     | 108,082,000 | 100,665,954 | 0      | 7,416,046 | 7,416,046     |

歳入歳出差引残額 14,932,894円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款                 | 項              | 予 算 現 額       | 調 定 額         | 収 入 済 額       | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額     | 予算現額と収入済額との比較 |
|-------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-----------|---------------|---------------|
| 1 中小企業近代化資金助成事業収入 |                | 2,429,699,000 | 7,028,738,215 | 4,404,832,371 | 125,000   | 2,623,780,844 | 1,975,133,371 |
|                   | 1 設備導入資金助成事業収入 | 126,868,000   | 2,172,687,513 | 2,089,852,126 | 0         | 82,835,387    | 1,962,984,126 |
|                   | 2 高度化資金助成事業収入  | 2,302,831,000 | 4,856,050,702 | 2,314,980,245 | 125,000   | 2,540,945,457 | 12,149,245    |
| 歳 入               | 合 計            | 2,429,699,000 | 7,028,738,215 | 4,404,832,371 | 125,000   | 2,623,780,844 | 1,975,133,371 |

歳 出

(単位 円)

| 款                   | 項             | 予 算 現 額       | 支 出 済 額       | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額      | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|------------|--------------------|
| 1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 |               | 2,429,699,000 | 2,371,426,244 | 0           | 58,272,756 | 58,272,756         |
|                     | 1 設 備 導 入 資 金 | 126,868,000   | 104,158,073   | 0           | 22,709,927 | 22,709,927         |
|                     | 2 高 度 化 資 金   | 2,302,831,000 | 2,267,268,171 | 0           | 35,562,829 | 35,562,829         |
| 歳 出                 | 合 計           | 2,429,699,000 | 2,371,426,244 | 0           | 58,272,756 | 58,272,756         |

歳入歳出差引残額 2,033,406,127円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款                                    | 項                     | 予 算 現 額     | 調 定 額       | 収 入 済 額     | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予算現額と収入済額との<br>比 較 |
|--------------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|--------------------|
| 1 流 通 団 地 及 び 工 業 団 地<br>造 成 事 業 収 入 |                       | 769,892,000 | 696,734,746 | 696,734,746 | 0         | 0         | 73,157,254         |
|                                      | 1 流 通 団 地 造 成 事 業 収 入 | 444,315,000 | 434,540,169 | 434,540,169 | 0         | 0         | 9,774,831          |
|                                      | 2 工 業 団 地 造 成 事 業 収 入 | 325,577,000 | 262,194,577 | 262,194,577 | 0         | 0         | 63,382,423         |
| 歳 入                                  | 合 計                   | 769,892,000 | 696,734,746 | 696,734,746 | 0         | 0         | 73,157,254         |

歳 出

(単位 円)

| 款                                  | 項                   | 予 算 現 額     | 支 出 済 額     | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額      | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|------------------------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|------------|--------------------|
| 1 流 通 団 地 及 び 工 業 団 地<br>造 成 事 業 費 |                     | 769,892,000 | 692,328,795 | 46,935,000  | 30,628,205 | 77,563,205         |
|                                    | 1 流 通 団 地 造 成 事 業 費 | 444,315,000 | 431,651,330 | 0           | 12,663,670 | 12,663,670         |
|                                    | 2 工 業 団 地 造 成 事 業 費 | 325,577,000 | 260,677,465 | 46,935,000  | 17,964,535 | 64,899,535         |
| 歳 出                                | 合 計                 | 769,892,000 | 692,328,795 | 46,935,000  | 30,628,205 | 77,563,205         |

歳入歳出差引残額 4,405,951円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款              | 項          | 予 算 現 額     | 調 定 額         | 収 入 済 額       | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額  | 予算現額と収入済額との比較 |
|----------------|------------|-------------|---------------|---------------|-----------|------------|---------------|
| 1 農業改良資金助成事業収入 |            | 842,374,000 | 1,058,766,266 | 1,018,936,266 | 0         | 39,830,000 | 176,562,266   |
|                | 1 農業改良資金収入 | 758,666,000 | 975,849,266   | 936,019,266   | 0         | 39,830,000 | 177,353,266   |
|                | 2 就農支援資金収入 | 83,708,000  | 82,917,000    | 82,917,000    | 0         | 0          | 791,000       |
| 歳 入            | 合 計        | 842,374,000 | 1,058,766,266 | 1,018,936,266 | 0         | 39,830,000 | 176,562,266   |

歳 出

(単位 円)

| 款             | 項             | 予 算 現 額     | 支 出 済 額     | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額       | 予算現額と支出済額との比較 |
|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 1 農業改良資金助成事業費 |               | 842,374,000 | 305,279,400 | 0           | 537,094,600 | 537,094,600   |
|               | 1 農業改良資金助成事業費 | 758,666,000 | 243,952,400 | 0           | 514,713,600 | 514,713,600   |
|               | 2 就農支援資金助成事業費 | 83,708,000  | 61,327,000  | 0           | 22,381,000  | 22,381,000    |
| 歳 出           | 合 計           | 842,374,000 | 305,279,400 | 0           | 537,094,600 | 537,094,600   |

歳入歳出差引残額 713,656,866円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県営林事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款         | 項         | 予 算 現 額     | 調 定 額       | 収 入 済 額     | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|---------------|
| 1 県営林事業収入 |           | 338,552,000 | 326,405,956 | 326,405,956 | 0         | 0         | 12,146,044    |
|           | 1 県営林事業収入 | 338,552,000 | 326,405,956 | 326,405,956 | 0         | 0         | 12,146,044    |
| 歳 入       | 合 計       | 338,552,000 | 326,405,956 | 326,405,956 | 0         | 0         | 12,146,044    |

歳 出

(単位 円)

| 款             | 項             | 予 算 現 額     | 支 出 済 額     | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額      | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|--------------------|
| 1 県 営 林 事 業 費 |               | 338,552,000 | 323,982,718 | 0           | 14,569,282 | 14,569,282         |
|               | 1 県 営 林 事 業 費 | 338,552,000 | 323,982,718 | 0           | 14,569,282 | 14,569,282         |
| 歳 出           | 合 計           | 338,552,000 | 323,982,718 | 0           | 14,569,282 | 14,569,282         |

歳入歳出差引残額 2,423,238円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県林業改善資金及び国産材産業振興資金助成事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款                             | 項                              | 予 算 現 額       | 調 定 額         | 収 入 済 額       | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額  | 予算現額と収入済額との<br>比 較 |
|-------------------------------|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|-----------|------------|--------------------|
| 1 林業改善資金及び国産材<br>産業振興資金助成事業収入 |                                | 1,454,754,000 | 1,858,720,317 | 1,807,284,383 | 0         | 51,435,934 | 352,530,383        |
|                               | 1 林 業 改 善 資 金 助 成 入<br>事 業 収 入 | 103,168,000   | 507,137,671   | 455,701,737   | 0         | 51,435,934 | 352,533,737        |
|                               | 2 国産材産業振興資金助成<br>事 業 収 入       | 1,351,586,000 | 1,351,582,646 | 1,351,582,646 | 0         | 0          | 3,354              |
| 歳 入                           | 合 計                            | 1,454,754,000 | 1,858,720,317 | 1,807,284,383 | 0         | 51,435,934 | 352,530,383        |

歳 出

(単位 円)

| 款                            | 項                      | 予 算 現 額       | 支 出 済 額       | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額       | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|------------------------------|------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|--------------------|
| 1 林業改善資金及び国産材<br>産業振興資金助成事業費 |                        | 1,454,754,000 | 1,353,294,555 | 0           | 101,459,445 | 101,459,445        |
|                              | 1 林業改善資金助成事業費          | 103,168,000   | 1,711,909     | 0           | 101,456,091 | 101,456,091        |
|                              | 2 国産材産業振興資金助成<br>事 業 費 | 1,351,586,000 | 1,351,582,646 | 0           | 3,354       | 3,354              |
| 歳 出                          | 合 計                    | 1,454,754,000 | 1,353,294,555 | 0           | 101,459,445 | 101,459,445        |

歳入歳出差引残額 453,989,828円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款          | 項          | 予 算 現 額     | 調 定 額       | 収 入 済 額     | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額  | 予算現額と収入済額との比較 |
|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------|---------------|
| 1 沿岸漁業改善資金 |            | 166,252,000 | 356,742,303 | 342,045,803 | 0         | 14,696,500 | 175,793,803   |
|            | 1 沿岸漁業改善資金 | 166,252,000 | 356,742,303 | 342,045,803 | 0         | 14,696,500 | 175,793,803   |
| 歳 入        | 合 計        | 166,252,000 | 356,742,303 | 342,045,803 | 0         | 14,696,500 | 175,793,803   |

歳 出

(単位 円)

| 款          | 項          | 予 算 現 額     | 支 出 済 額     | 翌年度繰越額 | 不 用 額     | 予算現額と支出済額との比較 |
|------------|------------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|
| 1 沿岸漁業改善資金 |            | 166,252,000 | 157,768,924 | 0      | 8,483,076 | 8,483,076     |
|            | 1 沿岸漁業改善資金 | 166,252,000 | 157,768,924 | 0      | 8,483,076 | 8,483,076     |
| 歳 出        | 合 計        | 166,252,000 | 157,768,924 | 0      | 8,483,076 | 8,483,076     |

歳入歳出差引残額 184,276,879円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款           | 項           | 予 算 現 額       | 調 定 額         | 収 入 済 額       | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------|---------------|
| 1 流域下水道事業収入 |             | 1,066,020,000 | 1,510,044,339 | 1,510,044,339 | 0         | 0         | 444,024,339   |
|             | 1 流域下水道事業収入 | 1,066,020,000 | 1,510,044,339 | 1,510,044,339 | 0         | 0         | 444,024,339   |
| 歳 入         | 合 計         | 1,066,020,000 | 1,510,044,339 | 1,510,044,339 | 0         | 0         | 444,024,339   |

歳 出

(単位 円)

| 款          | 項          | 予 算 現 額       | 支 出 済 額       | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額      | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|------------|------------|---------------|---------------|-------------|------------|--------------------|
| 1 流域下水道事業費 |            | 1,066,020,000 | 1,055,216,344 | 0           | 10,803,656 | 10,803,656         |
|            | 1 流域下水道事業費 | 1,066,020,000 | 1,055,216,344 | 0           | 10,803,656 | 10,803,656         |
| 歳 出        | 合 計        | 1,066,020,000 | 1,055,216,344 | 0           | 10,803,656 | 10,803,656         |

歳入歳出差引残額 454,827,995円  
うち基金繰入額 0円

平成13年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

| 款          | 項          | 予 算 現 額       | 調 定 額         | 収 入 済 額       | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予算現額と収入済額との<br>比 較 |
|------------|------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------|--------------------|
| 1 港湾整備事業収入 |            | 1,937,723,000 | 2,031,491,575 | 2,030,440,985 | 0         | 1,050,590 | 92,717,985         |
|            | 1 港湾整備事業収入 | 1,937,723,000 | 2,031,491,575 | 2,030,440,985 | 0         | 1,050,590 | 92,717,985         |
| 歳 入        | 合 計        | 1,937,723,000 | 2,031,491,575 | 2,030,440,985 | 0         | 1,050,590 | 92,717,985         |

歳 出

(単位 円)

| 款         | 項         | 予 算 現 額       | 支 出 済 額       | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額      | 予算現額と支出済額との<br>比 較 |
|-----------|-----------|---------------|---------------|-------------|------------|--------------------|
| 1 港湾整備事業費 |           | 1,937,723,000 | 1,903,993,472 | 0           | 33,729,528 | 33,729,528         |
|           | 1 港湾整備事業費 | 1,937,723,000 | 1,903,993,472 | 0           | 33,729,528 | 33,729,528         |
| 歳 出       | 合 計       | 1,937,723,000 | 1,903,993,472 | 0           | 33,729,528 | 33,729,528         |

歳入歳出差引残額 126,447,513円  
うち基金繰入額 0円

高知県知事 橋 本 大二郎 様

高知県監査委員 土 森 正 典  
同 溝 淵 健 夫  
同 吉 原 強  
同 高 橋 恵 子

平成14年11月 5 日

平成13年度高知県歳入歳出決算審査について

地方自治法第233条第 2 項の規定により、平成14年 7 月22日付けで審査に付された平成13年度高知県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する審査の結果は、下記のとおりである。  
記

第 1 審査の対象

平成13年度歳入歳出決算に係る審査の対象会計は、次のとおりである。

- 1 高知県一般会計
- 2 高知県給与等集中管理特別会計
- 3 高知県用品等調達特別会計
- 4 高知県土地取得事業特別会計
- 5 高知県災害救助基金特別会計
- 6 高知県母子寡婦福祉資金特別会計
- 7 高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計
- 8 高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計
- 9 高知県農業改良資金助成事業特別会計
- 10 高知県県営林事業特別会計
- 11 高知県林業改善資金及び国産材産業振興資金助成事業特別会計
- 12 高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計
- 13 高知県流域下水道事業特別会計
- 14 高知県港湾整備事業特別会計

第 2 審査の方法

平成13年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について審査した。

- 審査に当たっては、
- (1) 決算の計数は正確であるか
  - (2) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか
  - (3) 収入支出に関する事務は、関係法規に準拠して適正に処理されているか
  - (4) 財産の取得、管理及び処分は、適正に行われたか
- 等に留意し、関係諸帳簿及び証拠書類を点検照合するとともに、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月現金出納検査等の結果をも踏まえて、厳正に実施した。

第 3 審査の結果

- 1 決算計数について  
平成13年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、歳入歳出関係諸帳簿、証拠書類等を照合審査した結果、正確であることを確認した。
- 2 予算の執行について  
平成13年度の県の当初予算は、地方財政全般を取り巻く厳しい環境の中で、第二次財政構造改革の目標に掲げた

「財源不足額の解消」  
「事業の選別の徹底と質の向上」  
「県債依存率の抑制」

を実現するため、特別枠による事業選別や、5 年を経過した事業の一部を対象としてタイムリミット制を導入するなどの手法を用いるとともに、経費のさらなる見直しによる歳出の抑制を行って編成され、一般会計の最終予算は6,876億8,283万円余と、前年度に比べ1.6%（114億144万円余）の減少となり、3 年連続のマイナス予算となった。

こうして編成された予算に係る諸施策は、一部執行残の割合が大きい事業があったものの、歳出決算額6,007億6,710万円余、執行率87.4%とおおむね議決の趣旨に従い執行されていると認められた。

また、収入支出に関する事務については、一部に不適切な事務処理が見られたものの、総じて適正に処理されていると認められた。

財産の管理等については、債権や道路等を管理する台帳類の整備が不十分なものがあるほか、遊休地や利用実績が計画を大幅に下回る施設あるいは担保物件の評価のあり方など、検討を要する課題はあるものの、総じて適正に管理されていると認められた。

第 4 審査の意見

1 行財政の運営について

平成13年度の決算では、景気の低迷や地方交付税制度の見直しなどにより歳入の減少が大きく、財源不足に充てるため財政調整基金を取り崩していること等から、実質単年度収支はマイナス15億5,500万円余と6 年連続の赤字となった。

財政の状態を見ると、改善傾向にあった県債依存度が、制度の見直しにより普通交付税からの振替えて新たに発行した臨時財政対策債を加えると再び上昇に転じているほか、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が悪化するなど脆弱な体質は続いている。また、後世の負担となる県債は、平成13年度末の残高が7,488億円余（普通会計ベース）となっており、加えて、病院事業や土地開発公社等の負債が潜在している。

今後、収入については、一時的な増収をもたらした利子割県民税が平成14年度から平年ベースに戻ることや景気の低迷が続く経済情勢の中で、県税をはじめとする自主財源の確保にはさらに厳しい状況が予想され、また、収入の大宗をしめる地方交付税制度の見直しが引続き検討されているなど不安定要素がある。

一方、高齢化社会の進行に伴う経費や県債償還のための公債費、職員の退職手当などの義務的経費の増加が見込まれ、財源不足額の急激な拡大が懸念される。

このため、地方の実情を踏まえた財源措置について国や関係機関に要望するとともに、事業評価システムやタイムリミット制の機能を充実し、経済性、有効性、効率性等の観点から事務事業の見直しを進めることはもとより、官民の役割分担やアウトソーシングなど民間活力を活用する工夫を図りながら構造改革を着実に推進しなければならない。

2 歳入の確保について

収入未済額については、一般会計で44億6,822万円余と前年度に比して、1 億5,607万円余（3.6%）増加している。うち、県税の収入未済額が、法人事業税の滞納繰越分と軽油引取税の現年課税分の増加等により1 億752万円余増加の26億4,280万円余となっているほか、協業組合モードアドバンセの事業停止による中小企業制度金融貸付金の未済額が12億1,380万円余などとなっている。

県税の滞納繰越分の徴収については、県税確保対策推進委員会の方針を踏まえ、「特別徴収チーム」において一定の成果を上げていることは評価できる。なお、個人県民税の徴収を委ね

ている市町村等との連携を一層密にして、徴収率の向上を図る必要がある。

また、福祉関係の負担金等の徴収については、現下の経済状況や家庭環境などから困難を伴う事例が多いが、徴収の担当者だけに任せるのではなく、事業関係者が連携し一体となって業務を遂行する中で理解を求めていく体制も必要ではないかと思われる。

歳入の確保を図ることは、何よりも、公正、公平な負担により行政に参加する意識を醸成することでもあり、今後とも、未収金の徴収を徹底する対策はもとより、未収金を発生させないことに、工夫と努力を望むものである。

### 3 事務・事業の執行について

平成13年度に執行された事務・事業の全体を通じた課題として、

予算に対する不用額の割合が50%をも超える事業が多く、執行されていないものも見られ、その中には、予算見積りに当たっての事前の調査や課題の把握、関係者との調整が十分であったのか、と思われる事例も見受けられること。

県単独補助金のなかには、補助目的が類似しているなど、補助金の総合化あるいは窓口の一本化について検討すべきと思われるものがあること。

財政的援助や出資等をしている団体に対する所属の検査の実施状況を見ると、実地検査及び書類検査とも行われていないものがあるなど、その頻度や方法等に差異があり、検査体制を見直す余地があること。

報償費の積算根拠が所属によって多様であり、それぞれの事業の特殊性は考慮すべきであるが、透明性の観点から一定の基準が必要と思われること。

など、統一的な検討を要すると思われる事項が見られた。

限られた予算を有効に活用することが県民の付託に応える基本であり、今後とも、事前の十分な精査と総合性に配慮した効率的な資源の配分に努めるとともに、事業の執行に当たっては公平性と透明性を確保するよう望むものである。

### 4 財務に関する事務について

事務の処理に当たっては、法規を遵守することはもとより、常にコスト意識を持って、最小の経費で最大の効果を上げることが求めてきたところであり、なかには電気料などの経費節減に職員一丸となって取り組んでいる所属も見られる。

一方で、契約事務において競争性の確保に欠け、あるいは予定価格調書の作成や指名業者の選定等に不備があるもの、契約や支出の根拠となる書類の整備と管理が杜撰であるもの、支出負担行為の決議が適時に行われていないもの、繰越や予算充当の在り方に問題があるもの、工事の設計・施工に妥当性を欠くもの、債権管理の手續に不備があるもの、など、財務会計の規範に照らして不適切な事例が見受けられた。

こうした事務処理が繰り返され、公金を適正に執行・管理する基本的な意識が薄れていくことが、「預け金」に見られるような不適正な事務処理に繋がることを危惧するものである。

そのため、事務の執行にあたっては、これを管理監督し、牽制する機能の充実と、併せて、職員の研修と指導を工夫することにより、その意識と能力の向上を図ることが必要である。

なお、事務処理の過誤防止と迅速化を図るための事務改善としては、例えば、臨時的任用職員の賃金と非常勤職員の報酬を現金で支給していることについては、事務の効率化を図るのみならず事故防止の観点からも、口座振込が出来るよう、支給方法を検討することが課題として考えられるほか、旅費などの諸規則や諸規程については、法令に抵触しない範囲で、その簡素化あるいは合理化を検討することを望むものである。

高知県告示第183号

高知県政府調達に係る苦情の処理手続要領（平成8年9月高知県告示第584号）の一部を次のように改正する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

第3条に次の2項を加える。

3 前項の協議は、供給者又は調達機関のいずれからも打ち切ることができる。

4 第2項の協議により、苦情が解決に至らなかった場合は、協議に要した期間は苦情申立期間から除外する。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条第3項第1号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とする。

第8条第2項中「第4条第1項の規定により委員会に通知し、苦情処理手続に参加した者（以下「参加者」という。）」を「参加者」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1項を加える。

（苦情の申立ての取下げ）

第9条 第6条第1項の規定による苦情の申立ては、いつでも文書で取り下げることができる。

第7条第9項を同条第16項とし、同条第8項を同条第15項とし、同条第7項中「苦情申立人」を「苦情申立人、参加者」に改め、同項を同条第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 委員会は、苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、証人を出席させることができる。

第7条第6項を削り、同条第5項中「苦情申立人」を「苦情申立人、参加者」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の6項を加える。

6 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

7 前項の承認は、いつでも取り消すことができる。

8 代理人の権限は、文書をもって証明しなければならない。

9 代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。

10 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

11 前項の承認は、いつでも取り消すことができる。

第7条第4項を削り、同条第3項中「苦情申立人」を「苦情申立人、参加者（第5条第1項の規定により委員会に通知し、苦情処理手続に参加した者をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

2 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

3 委員会は、説明、主張、文書の提出等が公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

第7条を第8条とする。

第6条第4項中「調達機関は」を「関係調達機関は」に改め、同項ただし書中「当該調達機関の」を「当該関係調達機関の」に改め、「又は公益上の理由があるため、調達機関として」を削り、同条を第7条とする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「委員会は」を「委員会は、原則として」に改め、「(高知県の休日定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日をいう。第10条第3項第1号において同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合は、委員会に対し、文書で理由を付して却下すべき旨を申し出ることができる。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「前条第1項」を「第3条第1項」に、「参加の意思を」を「、参加の意思を文書で」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による参加の通知は、いつでも文書で取り下げることができる。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(期間)

第4条 この要領において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。

2 この要領において「作業日」とは、県の休日(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。第4項において同じ。)以外の日をいう。

3 この要領において、期間の初日は、算入しない。

4 この要領において、期間の末日が県の休日に当たるときは、当該期間は、その日後の直近の県の休日以外の日に満了する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

高知県告示第184号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、窪川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

| 変 更 前 |        |                                                                              | 変 更 後 |       |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 大 字   | 字      | 地 番 区 域                                                                      | 大 字   | 字     |
| 根々崎   | 大 切    | 34、40                                                                        | 根々崎   | 家 の 前 |
|       | 八木屋敷   | 41、42の1、42の4、43の1、44、53の1、53の2、54の1、54の3、56の1、57、58                          |       |       |
|       | 惣次屋敷   | 59、60の1、61の1、66の1の一部、67の1、68の1の一部                                            |       |       |
| 宮 内   | 大切レノ内  | 1207の1、1208、1209、1210の1                                                      |       | 美 野 里 |
|       | 八木屋敷   | 1211、1212の1                                                                  |       |       |
| 根々崎   | 惣次屋敷   | 66の1の一部、68の1の一部、68の口、68の3、68の4、69の1、69の口、69の3、69の4、70の1から70の3まで、71の1、71の2、72 |       |       |
|       | 金右工門屋敷 | 73から81まで、82の1、82の2、83から85まで                                                  |       |       |
|       | 助八屋敷   | 86、87、88のイから88のハまで、89の1、89の2、90、91の一部、92の一部、93の一部、96のイの一部                    |       |       |
|       | 王カサコ   | 124の一部、125から130まで、131の1                                                      |       |       |

|  |      |                                               |       |
|--|------|-----------------------------------------------|-------|
|  | 助八屋敷 | 91の一部、92の一部、93の一部、94、95、96のイの一部、96の口、97から99まで | 五 反 地 |
|  | 王カサコ | 123、124の一部                                    |       |

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の全部を含むものとする。

高知県告示第185号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、十和村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

| 変 更 前 |       |                                                                                    | 変 更 後 |       |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 大 字   | 字     | 地 番 区 域                                                                            | 大 字   | 字     |
| 浦 越   | 椎 木 田 | 208の1の一部、208の3の一部、209の1の一部、209の3、209の4及び212の地先の道路である国有地の一部<br>222の1の地先の道路である国有地の一部 | 浦 越   | 講田ノサコ |
|       | 講田ノサコ | 223の1の一部、224の一部、225の一部、226の2の一部、227の1の一部                                           |       | 椎 木 田 |

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の一部を含むものとする。

高知県告示第186号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の契約で

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
  - (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、別に知事が定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

なお、資格審査による格付は、行わない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの

イ 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者

オ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者
  - (2) 次に掲げる事項に該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者若しくは資格者登録名簿に登録されていない者とが合併し、又は資格者登録名簿に登録されている者若しくは資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の譲渡を受けた場合で、営業の同一性が認められるもの
- 2 資格審査の申請の方法  
資格審査を受けようとする者は、申請書及び別に知事が定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。
- 3 申請書等に使用する言語  
申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 4 申請書の変更の届出

申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。

- (1) 営業所の名称又は所在地
  - (2) 商号又は名称
  - (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項
- 5 資格の取消し  
知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。
    - (1) 資格者登録名簿に登録された日以後に1の(1)のAからエまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。
    - (2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
  - 6 資格の再審査  
次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、当該有資格者の申請により、別に定める資格の再審査を行うものとする。
    - (1) 会社更生法（昭和27年法律第172号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
    - (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
    - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者
  - 7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
    - (1) 資格の有効期間  
資格者登録名簿に登録された日から平成16年3月31日までとする。
    - (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成16年3月中に平成16年度の資格審査に関する告示をする予定であるので当該告示に基づき必要な申請書類を提出すること。
  - 8 その他  
平成14年8月高知県告示第433号又は平成14年11月高知県告示第663号に係る資格審査の結果、高知県建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録された日から平成16年3月31日までとする。

高知県告示第187号

高知県建設工事指名停止等措置要領の定め（昭和62年1月高知県告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条、第3条、第4条、第5条、第9条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 期 間                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （贈賄）<br>1 次のア、イ又はウに掲げる者が県の職員（高知県土地開発公社、高知県道路公社、高知県住宅供給公社その他県が出資する公社等の役職員を含む。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）<br>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）<br>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）<br>2 次のア、イ又はウに掲げる者が県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br>ア 代表役員等<br>イ 一般役員等<br>ウ 使用人<br>3 次のア、イ又はウに掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br>ア 代表役員等<br>イ 一般役員等<br>ウ 使用人<br>（独占禁止法違反行為）<br>4 県内において、業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。<br>5 県、知事、高知県土地開発公社、高知県道路公社、高知県住宅供給公社その他県が出資する公社等（第8号及び第14号において「県等」という。）と締結した請負契約に係る工事に關し、 | 逮捕又は公訴の提起を知った日から<br><br>4月以上18月以内<br><br>3月以上14月以内<br><br>2月以上9月以内<br><br>逮捕又は公訴の提起を知った日から<br><br>3月以上14月以内<br>2月以上9月以内<br>1月以上5月以内<br>1月以上3月以内<br><br>当該認定をした日から2月以上14月以内<br><br>当該認定をした日から3月以上14月以内 |

独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。  
6 県外において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

- （談合）  
7 有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員又はその使用人が県内における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。  
8 県等と締結した請負契約に係る工事に關し、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  
9 有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員又はその使用人が県外における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  
（暴力的不法行為者）  
10 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者（以下「暴力的不法行為者」という。）であると認められるとき。  
11 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力的不法行為者を使用したと認められるとき。  
12 いかなる名義をもってするを問わず、暴力的不法行為者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。  
（建設業法違反）  
13 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。  
14 県等と締結した請負契約に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。  
（不正又は不誠実な行為）  
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務等に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。  
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上14月以内

逮捕又は公訴の提起を知った日から2月以上18月以内

逮捕又は公訴の提起を知った日から3月以上18月以内

逮捕又は公訴の提起を知った日から1月以上18月以内

当該認定をした日から6月以上18月以内

当該認定をした日から3月以上9月以内

当該認定をした日から3月以上9月以内

当該認定をした日から1月以上14月以内

当該認定をした日から1月以上14月以内

当該認定をした日から1月以上14月以内

附 則  
この告示は、平成15年4月1日から施行する。

## 高知県告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 施行者の名称  
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成10年11月高知県告示第646号高知広域都市計画道路事業（3・3・25号若松町比島線（比島））
- 3 事業施行期間  
平成10年11月4日から平成18年3月31日まで
- 4 事業地
  - （1）収用の部分  
変更なし
  - （2）使用の部分  
なし

## 高知県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 施行者の名称  
南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成11年3月高知県告示第163号高知広域都市計画道路事業（3・4・6号高知南国線及び3・5・55号篠原八幡線）
- 3 事業施行期間  
平成6年5月31日から平成18年3月31日まで
- 4 事業地
  - （1）収用の部分  
変更なし
  - （2）使用の部分  
なし

## 高知県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 施行者の名称  
高知市
- 2 都市計画事の種類及び名称  
平成13年3月高知県告示第252号高知広域都市計画道路事業（3・3・25号若松町比島線及び3・5・15号浦戸湾環状線）
- 3 事業施行期間  
平成8年1月5日から平成17年3月31日まで
- 4 事業地
  - （1）収用の部分  
変更なし
  - （2）使用の部分  
なし

## 高知県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 施行者の名称  
土佐清水市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成2年8月高知県告示第400号土佐清水都市計画公園事業（5・5・1号土佐清水総合公園）
- 3 事業施行期間  
平成2年8月21日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
  - （1）収用の部分  
変更なし
  - （2）使用の部分  
なし

## 高知県告示第192号

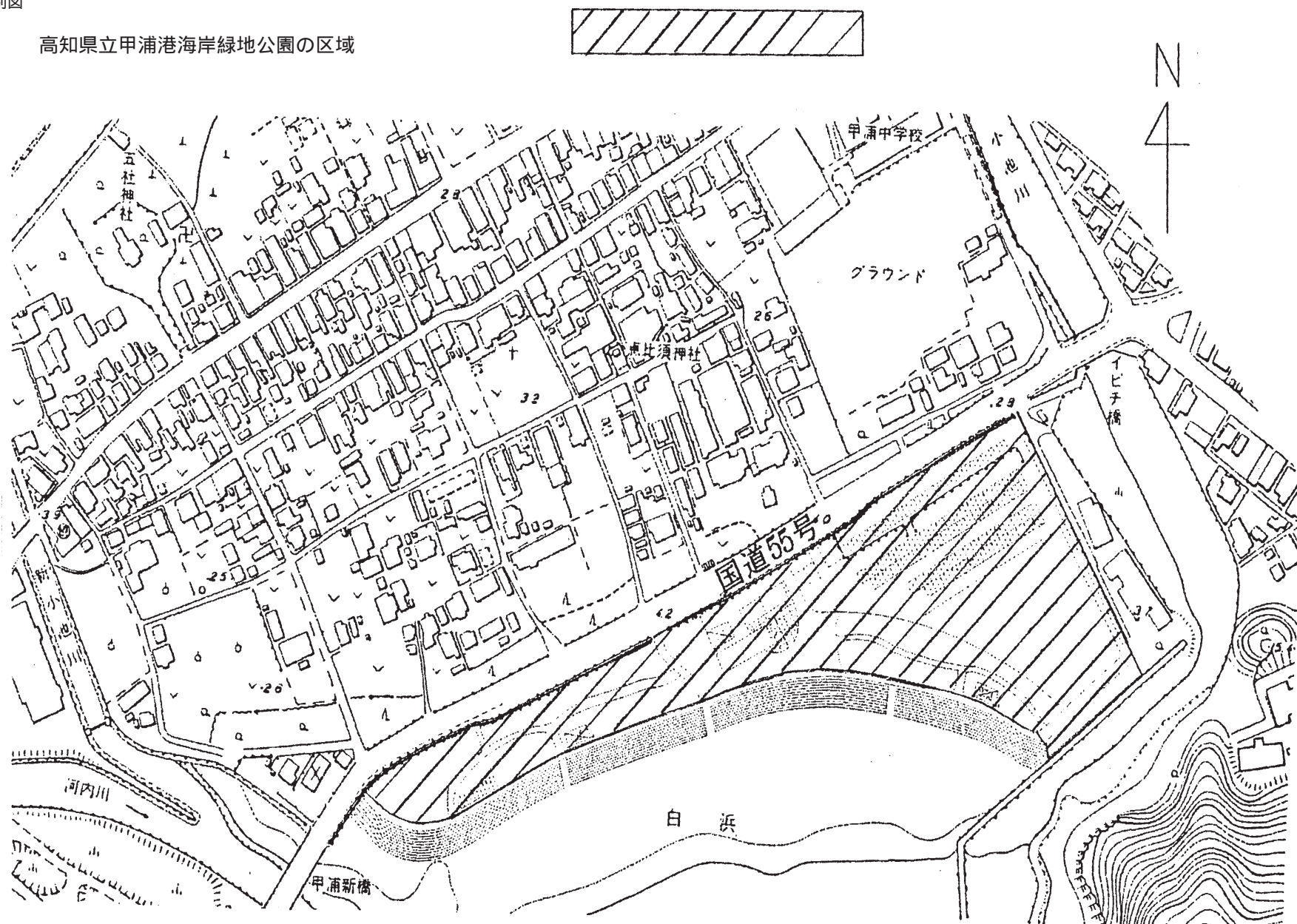
高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）第1条第3項の規定により、別図に示すとおり高知県立甲浦港海岸緑地公園の区域を定め、平成15年4月1日から施行する。

平成15年3月28日

高知県知事 橋本 大二郎

別図

高知県立甲浦港海岸緑地公園の区域



高知県告示第193号  
平成 8 年10月 8 日付けで承認した売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第 4 条第 4 項の規定により次のとおり告示する。  
平成15年 3 月28日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市南はりまや町一丁目 1 - 1  
株式会社四国銀行  
取締役頭取 濱田 松一
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
安芸郡安田町安田1787 - 1  
株式会社四国銀行田野支店安田出張所
- 3 廃止年月日  
平成15年 2 月17日

-----  
公 告  
-----

平成15年 3 月19日付けをもって高知赤十字病院労働組合執行委員長山地好市から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。  
平成15年 3 月28日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 事件  
(1) 賃金及び手当について  
(2) 労働条件について
- 2 日時  
平成15年 3 月31日午前零時以降要求貫徹までの連日又は小期間にわたる期間
- 3 場所  
高知赤十字病院の職場の全部又は一部
- 4 争議行為の概要  
あらゆる形の争議行為を行う。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、栃ノ木堰土地改良区の新たな土地改良事業（維持管理）の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
平成15年 3 月28日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類  
(1) 土地改良事業計画書の写し  
(2) 変更後の定款の写し

- 2 縦覧期間  
平成15年 3 月28日から同年 4 月25日まで
- 3 縦覧場所  
安芸市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（上ノ加江地区担い手育成基盤整備事業（区画整理））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 3 月28日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年 3 月28日から同年 4 月25日まで
- 3 縦覧場所  
中土佐町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 3 項の規定により、窪川町から窪川中央地区根々崎換地区の換地処分を平成15年 3 月11日に行った旨の届出があった。

平成15年 3 月28日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 3 項の規定により、十和村から轟ノ上地区の換地処分を平成15年 3 月12日に行った旨の届出があった。  
平成15年 3 月28日

高知県知事 橋本 大二郎

-----  
監 査 公 表  
-----

監査公表第 7 号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により、定期監査を執行したところ、その結果は、次のとおりであった。  
平成15年 3 月28日

高知県監査委員 土森 正典  
同 溝渕 健夫  
同 吉原 強  
同 高橋 恵子

機 関 名 監 査 年 月 日  
畜 産 試 験 場 （平成14年10月18日）  
(事実認定)

密閉式堆肥化装置の試運転に必要な化学脱臭装置の製作経費を平成13年度予算に計上していたが、平成12年度に見積徴収、相手方との協議等事実上の発注行為を行い、設置を完了していた。支出は、翌年度の支出負担行為の決議によって行われている。

また、この契約に当たって予定価格の設定、入札又は見積書の徴収、契約書の作成、支出負担行為の決議等の一連の事務手続がとられておらず、平成13年度の支出負担行為決議書には「物品購入に関する確認書」を根拠書類として添付し、支払いをしていた。  
(指摘事項)

上記の事実は、予算措置に先行して契約等の行為が行われているものであり、一連の事務手続の不備も含めて、地方自治法、高知県会計規則、高知県契約規則等の関係法令の定めにも、公金支出の透明性や経済性の観点からも極めて適正を欠く事務処理である。

今後は、二度とこのようなことがないように合規の手続により、適正に事務処理を行うよう強く求める。

高 知 追 手 前 高 等 学 校 （平成15年 1 月17日）  
(事実認定)

吾北分校実習地の石垣修復工事に際して、予算が計上されていないにもかかわらず、業者の口頭による見積をもって、契約関係等の一連の手続きを踏まず、工事を施工し、工事完了後に予算の令達を受け、日付をさかのぼって支出負担行為決議書を作成し、支払いをしていた。  
(指摘事項)

上記の事実は、予算に基づかないで工事契約等の行為が行われているものであり、一連の事務手続の不備も含め、地方自治法、高知県会計規則、高知県契約規則等の関係法令の定めにも、公金支出の透明性や経済性の観点からも極めて適正を欠く事務処理である。

今後は、二度とこのようなことがないように合規の手続きにより、適正に事務処理を行うよう強く求める。

構 原 高 等 学 校 （平成14年 9 月18日）  
農業技術センター茶業試験場  
南 国 警 察 署 （平成14年 9 月19日）  
室 戸 警 察 署 （平成14年10月10日）  
中 央 県 税 事 務 所 （平成14年10月18日）  
高 知 地 方 行 政 連 絡 会 （平成14年10月18日）  
高 知 若 草 養 護 学 校 （平成14年10月18日）  
高 知 西 高 等 学 校 （平成14年10月18日）  
高 知 園 芸 高 等 学 校 （平成14年10月18日）  
高吾農業改良普及センター （平成14年10月18日）

紙産業技術センター (平成14年10月18日)  
安芸保健所 (平成14年10月23日)  
安芸農業改良普及センター (平成14年10月23日)  
安芸県税事務所 (平成14年10月23日)  
南国県税事務所 (平成14年10月23日)  
香美農業改良普及センター (平成14年10月23日)  
森林技術センター (平成14年10月23日)  
森林研修センター (平成14年10月23日)  
中央東福祉事務所 (平成14年10月23日)  
野市地方行政連絡会 (平成14年10月23日)  
仁淀高等学校 (平成14年11月1日)  
須崎農業改良普及センター (平成14年11月13日)  
須崎県税事務所 (平成14年11月13日)  
須崎工業高等学校 (平成14年11月13日)  
中部教育事務所 (平成14年11月13日)  
嶺北高等学校 (平成14年11月14日)  
高幡家畜保健衛生所 (平成14年11月15日)  
高幡農業改良普及センター (平成14年11月15日)  
窪川土木事務所 (平成14年11月15日)  
双名園 (平成14年11月15日)  
窪川警察署 (平成14年11月15日)  
窪川高等学校 (平成14年11月15日)  
水産試験場 (平成14年11月18日)  
栽培漁業センター (平成14年11月18日)  
土佐農業改良普及センター (平成14年11月18日)  
伊野林業事務所 (平成14年11月18日)  
中央西福祉事務所 (平成14年11月18日)  
伊野地方行政連絡会 (平成14年11月18日)  
伊野土木事務所 (平成14年11月18日)  
越知土木事務所 (平成14年11月18日)  
須崎林業事務所 (平成14年11月22日)  
須崎耕地事務所 (平成14年11月22日)  
高幡福祉事務所 (平成14年11月22日)  
須崎地方行政連絡会 (平成14年11月22日)  
須崎警察署 (平成14年11月22日)  
高幡保健所 (平成14年11月22日)  
須崎土木事務所 (平成14年11月22日)  
須崎高等学校 (平成14年11月22日)  
四万十高等学校 (平成14年11月25日)  
高知北高等学校 (平成14年11月28日)  
定時制通信制教育センター (平成14年11月28日)  
山田高等学校 (平成14年11月28日)  
室戸土木事務所 (平成14年12月3日)  
室戸高等学校 (平成14年12月3日)  
室戸保健所 (平成14年12月3日)

海洋深層水研究所 (平成14年12月3日)  
本山警察署 (平成14年12月3日)  
大栃高等学校 (平成14年12月3日)  
窪川保健所 (平成14年12月4日)  
西部教育事務所 (平成14年12月4日)  
中村県税事務所 (平成14年12月4日)  
幡多福祉事務所 (平成14年12月4日)  
中村地方行政連絡会 (平成14年12月4日)  
実践農業大学校窪川校 (平成14年12月4日)  
環境保全型畑作振興センター (平成14年12月4日)  
幡多農業高等学校 (平成14年12月4日)  
中村養護学校 (平成14年12月4日)  
幡多児童相談所 (平成14年12月5日)  
幡多青少年の家 (平成14年12月5日)  
中村耕地事務所 (平成14年12月5日)  
中村中学校 (平成14年12月5日)  
中村高等学校 (平成14年12月5日)  
山田養護学校 (平成14年12月10日)  
土佐警察署 (平成15年1月7日)  
中央林業事務所 (平成15年1月14日)  
中央東耕地事務所 (平成15年1月14日)  
高知空港整備事務所 (平成15年1月14日)  
中央耕地事務所 (平成15年1月14日)  
消防学校 (平成15年1月14日)  
高知工業高等学校 (平成15年1月14日)  
高知港事務所 (平成15年1月17日)  
高知河川事務所 (平成15年1月17日)  
佐川高等学校 (平成15年1月17日)  
佐川警察署 (平成15年1月17日)  
安芸土木事務所 (平成15年1月21日)  
安芸耕地事務所 (平成15年1月21日)  
南国土木事務所 (平成15年1月21日)  
安芸林業事務所 (平成15年1月21日)  
安芸福祉事務所 (平成15年1月21日)  
安芸地方行政連絡会 (平成15年1月21日)  
東部家畜保健衛生所 (平成15年1月21日)  
日高養護学校 (平成15年1月21日)  
安芸中学校 (平成15年1月22日)  
安芸高等学校 (平成15年1月22日)  
赤岡警察署 (平成15年1月23日)  
伊野商業高等学校 (平成15年1月24日)  
高知南中学校 (平成15年1月24日)  
高知南高等学校 (平成15年1月24日)  
高知南警察署 (平成15年1月24日)  
高知東高等学校 (平成15年1月24日)

高知警察署 (平成15年1月24日)  
高知小津高等学校 (平成15年1月24日)  
高知丸の内高等学校 (平成15年1月24日)  
高知江の口養護学校 (平成15年1月24日)  
中村高等技術学校 (平成15年1月27日)  
宿毛高等学校 (平成15年1月27日)  
宿毛警察署 (平成15年1月27日)  
中村土木事務所 (平成15年1月27日)  
中村警察署 (平成15年1月27日)  
中村林業事務所 (平成15年1月27日)  
安芸桜ヶ丘高等学校 (平成15年1月27日)  
宿毛土木事務所 (平成15年1月28日)  
宿毛工業高等学校 (平成15年1月28日)  
土佐清水土木事務所 (平成15年1月28日)  
大方商業高等学校 (平成15年1月28日)  
高岡高等学校 (平成15年1月29日)  
安芸警察署 (平成15年1月29日)  
高知海洋高等学校 (平成15年2月19日)  
高知農業高等学校 (平成15年2月20日)  
城山高等学校 (平成15年2月20日)  
高知東工業高等学校 (平成15年2月20日)  
中芸高等学校 (平成15年2月24日)  
総合看護専門学校 (平成15年2月24日)  
清水警察署 (平成15年2月24日)  
伊野警察署 (平成15年2月25日)  
清水高等学校 (平成15年2月25日)  
岡豊高等学校 (平成15年2月25日)  
山田警察署 (平成15年2月27日)

以上の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されており、特に指摘する事項は認められなかった。しかし、次のとおり、事務の改善が求められる事項が認められたので、今後の事務処理に留意するよう注意した。

|            | 厳重注意 | 注 意 | 検討事項 |
|------------|------|-----|------|
| 収入を伴う事務の執行 |      | 20  |      |
| 支出を伴う事務の執行 | 1    | 64  |      |
| 契約事務の執行    | 3    | 51  | 3    |
| 物品・財産管理    |      | 10  | 2    |
| 服務管理       |      | 45  |      |

|             |  |    |   |
|-------------|--|----|---|
| 給与及び旅費の支給事務 |  | 56 | 1 |
| その他の事務の執行   |  | 43 | 5 |

監査委員意見

平成14年度に本庁及び出先機関計275機関を監査した結果を総括して次のとおり意見を付しておく。

1 財務会計行為については、なお、その基本から外れた会計処理が散見されるほか、事務処理の遅延や支出負担行為の遡及も後を絶たない。前年度の監査において指摘した事項の多くは改善されているが、また別の事務処理で過ちが生じているといった傾向が見られる。

これらは公金を扱う規範に対する知識あるいはこれを遵守する厳格さが不足していることはもとより、所属内での連絡体制やチェック機能が十分に働いていないことに起因しているものと推察された。

また、契約事務において競争性を確保すべき努力に欠けるなどの事例が多く見られた。財政状況も厳しい折から、一層のコスト意識を持った予算の執行を望むものである。

2 講師等に支給される報償費の状況について各機関を調査したところ、多種多様な単価設定による支出がされていた。それぞれ依頼の趣旨が異なることから、一律の単価設定が困難であるにしても、例えば、講師謝金に100種類を超える単価設定がされているなどの状況は、好ましい状態とは言えない。また、人選理由や適用単価の根拠資料が明示されていないところも多く見られる。こうした状況から、一層の透明性に配慮した事務処理を望むものである。

3 高知県単独補助事業に係る補助金交付要綱について、本庁機関を調査したところ、補助事業で取得した財産の処分について、交付要綱への定めが不十分なものが見受けられた。補助目的に沿った利用状況の報告義務を一定期間課するなど、事業完了後の措置について改善が望まれる。

4 全庁的に随意契約や工事設計の変更理由について、説明責任を十分果たしているとは言えない事例が多く見られた。

その中で、「集中豪雨災害等の緊急復旧工事の発注について」（平成10年10月14日10監第774号土木部長通知）に基づく「緊急発注制度」の運用については、特に説明責任に留意した事務処理が求められるところであるが、緊急対応に追われ、応急性や業者選定の理由などを証拠書類として整備できていないものがあるほか、簡易な工事や委託業務へ安易に援用している事例が見受けられた。緊急時に迅速に対応できる制度として評価できるものであり、今後は、その対象範囲や事務処理方法について、一定の整理と見直しが必要ではないかと思われる。

監査公表第8号

平成15年3月28日

高知県監査委員 土森 正典  
同 溝渕 健夫  
同 吉原 強  
同 高橋 恵子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成15年1月17日 高知市弥生町1番11号 窪 則光ほか2名から提出のあった、高知県職員措置請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

高知県職員措置請求監査報告書

（請求の受理）

- 1 請求人  
高知市弥生町1番11号 窪 則光  
高知市葛島二丁目3番9号 森 武彦  
高知市新屋敷一丁目17番18号 田所 辨蒔

2 請求の要旨  
住民監査請求の要旨は、次のとおりである。

（1） 請求の趣旨

ア 平成13年度における千松園への補助金のうち通常国が負担すべきものを県費負担したのは不当であり、補助金を取り消すか、関係職員に返還させること。

イ 浦戸園の整備に関して高知市が負担すべきものを県費負担とした補助金を取り消すか、関係職員に返還させること。

ウ また別に、浦戸園の整備に関する補助金支出で法人が負担すべき分まで県費負担しているので当該部分にあたる補助金を取り消すか、関係職員に返還させること。

エ 平成14年度の千松園への補助金支出予定額のうち通常なら国が負担すべきものまで県費で負担するのは不当であるので該当部分の補助金の支出を差し止めること。

オ 平成14年度の千松園への補助金支出において通常なら法人で負担すべきものまで県費で負担するのは不当であるので該当部分の補助金の支出を差し止めること。

カ 清香園・白藤園の民間移管に関して、法人が負担すべきものまで上乗せ分として平成14年度～15年度に支出する予算が組まれているが、この支出を差し止めること。

（2） 請求の理由

ア 県は、県民の福祉に欠かせない県立養護老人ホーム、救護施設等5施設の福祉行政財産を民間法人と取引し、払い下げた。無償譲渡や無償貸与施設は、移管後に改築等施設整備の補助金支出を行うこととした。移管先団体は、県民の税金で設立した莫大な財産を濡れ手で粟のタダで手に入れた受益団体といえる。

イ 福祉施設を民間法人が、整備する場合の公費補助は、国が定めた「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「国庫補

助要綱」という。）によって法的に基準が定められており、高知県も国に従い「高知県老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱」（以下「既存要綱」という。）を定め、従来、この規定によって扱われてきた。国及び県の現行規定では、国は国庫補助基本額の4分の2を、県等地方公共団体は4分の1を負担し、残りの4分の1は法人が負担することとなっている。

この全国共通の法的基準があり、県下の各社会福祉法人はこれに従って施設整備を進め、運営してきたにもかかわらず、今回の民間移管に際しては、「高知県養護老人ホーム等機能強化事業費補助金交付要綱」（以下「本件要綱」という。）を急きょ作りあげ、本来なら当該法人が負担すべき資金まで県民の税金で負担することを企んだ。

要綱の補助対象に移管先法人の名前を挙げて特定化しており、この手法は、「闇融資事件」でつくられた「パワーアップ融資要綱」と同一のものである。

ウ 浦戸園・千松園など高知市内の施設は、中核市である高知市が補助等を負担することとされているのに、高知市が補助した後に県が市へ補助金を支出するという、脱法手段で公金支出をした。

エ 千松園は、国の補助対象と認められなかったことから、県は国の補助金相当額を県単独で支出した。

請求人が算定すると、県が現行規定で負うべき負担を超える分は、4億6千万円を超えるものが支出されようとしている。

オ 移管先法人に特別に公金で補助の上乗せ支出する客観的根拠はどこにもない。何故なら

（ア） 対象法人は、莫大な県有財産を無償で入手し、労せずして大きな資産を有することとなった。公共事業でも受益者負担が言われている時期に、これ以上優遇して税金をつぎ込むことは、県民常識では理解できない。

（イ） 移管先法人は、施設の現状も理解したうえで公募に応じて自らの意思で申し込んでおり、当然移管後の施設整備や運営について自らの責任を理解していたはずである。

（ウ） 移管先法人（新規法人を除く。）は、黒字経営。厚生省の経営実態調査の新聞発表では、1施設の月平均280万円の利益を上げ、収益に対する利益率は、12.2％である。

今回移管法人が、移管により犠牲を生じた事実はない。利益があるから希望したのであり、なんら特別待遇の根拠はない。

（エ） これは、自治法第2条第14項の住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げなければならないとした規定に違反し、地方財政法第2条で求

められている財政の健全な運営に努めるべきとの地方財政運営の基本にも反した違法かつ不当であり、社会通念上もあってはならない補助金行政である。

3 請求の要件審査

本件請求は、平成15年1月17日に受付け、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する所要の要件を具備していると認め、これを受理した。

（監査の実施）

1 請求人及び関係機関の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成15年2月7日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

また、関係機関に対して平成15年2月14日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の要旨から、当該法人等に対する高知県養護老人ホーム等機能強化事業費補助金（以下「本件補助金」という。）の支出の違法性又は不当性及び職員の賠償責任の有無を監査対象事項とした。

3 監査対象機関

健康福祉部高齢者福祉課（以下「高齢者福祉課」という。）

（監査の結果）

請求人の主張については、認められない。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

（1）県立養護老人ホーム等の民間移管の経過について

ア 経過の概略

| 年 月 日                   | 内 容                                        |
|-------------------------|--------------------------------------------|
| 平成6年9月                  | 高知県行政改革検討委員会の報告                            |
| 平成9年11月25日              | 高知県養護老人ホーム検討委員会報告書の提出                      |
| 平成10年2月17日              | 県立養護老人ホームの今後に関する実施計画の策定                    |
| 平成10年8月19日              | 高知県立養護老人ホーム民間等移管実施委員会の設置                   |
| 平成10年9月24日<br>平成12年8月2日 | 移管受入先の募集文書の発送<br>移管協議先の決定<br>（清香園、千松園、浦戸園） |
| 平成13年4月1日               | 移管に関する協定を締結<br>（清香園、千松園、浦戸園）               |
| 平成13年7月31日              | 移管協議先の決定（白藤園）                              |

平成14年4月1日

移管に関する協定を締結  
（白藤園）

イ 高知県養護老人ホーム検討委員会の報告について

平成6年に高知県行政改革検討委員会から県立養護老人ホームについて、運営主体を含めてそのあり方を検討すべきという報告が出されたことを受け、県は、老人福祉施設関係者、マスコミ関係者、自治体関係者等をメンバーとする「高知県養護老人ホーム検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を組織して検討した。その結果、次のような趣旨により運営主体を民間に移管すべき旨の報告が平成9年11月に出された。

（ア）在宅福祉サービスに関して、県はノウハウを持ち合わせておらず直営での継続は無理があるが、民間は地域に密着した様々なサービスを展開している実態にあり、地域ニーズに応じたきめ細かいサービスが期待できる。

（イ）県が直営を継続する場合、職員の意識改革が困難であり、入所者処遇の向上が期待できない。

（ウ）民間より公立の方がコストが高い傾向にあり、現施設の場合、現実には超過負担の問題があるが、職員配置等との関係から一気に経営改善ができない。

（エ）運営について、措置費の範囲が基本となるが、民間は柔軟性があり、超過負担を伴わなくとも可能であることが証明されている。

（オ）移管条件の一つとして、施設整備について現行の施設設備をそのまま使用できない場合は、必要な増改築、移転改築等に対して、県は応分の支援方策をとる必要がある。

ウ 移管先の選定について

（ア）移管受入先の募集について

県は、平成10年に民間移管を具体的に進めるために「県立養護老人ホームの今後に関する実施計画」を策定した。その後、「高知県立養護老人ホーム民間等移管にかかる要領」（以下「要領」という。）を作成して、平成10年9月24日付けで、市町村、社会福祉法人等の関係団体（112団体）に移管受入希望者を募集する文書を発送した。

（イ）移管条件について

要領は、次のように基本的な移管条件を定めている。  
a 移管に当たっては、現施設の無償貸付等を予定していること。

b 必要な施設整備は、移管先の法人等により実施し、県は、養護老人ホームに係る増改築、移転改築等の施設整備について、相応の負担を行う用意があること。

（ウ）移管先法人の審査結果について

移管受入希望の申し出のあった社会福祉法人等について、福祉事業関係者、有識者、行政関係者等で組織した「高知県立養護老人ホーム民間等移管実施委員会」（以下「実施委員会」という。）が審査を行った結果、平成12年2月に清香園は香南会が、千松園及び浦戸園は海の里が、また、平成13年6月に白藤園は梶の木福祉会がそれぞれ適当であるとした報告書が提出された。

（エ）移管に関する協定書について

県は、上記の法人と移管協議を行い、平成13年4月1日に香南会及び海の里と、平成14年4月1日に梶の木福祉会とそれぞれ移管に関する協定書（以下「協定書」という。）を交わした。協定書は、県が助成することを定めており、その対象となる施設整備は、それぞれ次のとおりとしている。

a 香南会が平成14年度及び平成15年度に行う清香園の施設整備（養護老人ホーム）

b 海の里が平成13年度及び平成14年度に行う千松園及び浦戸園の施設整備（養護老人ホーム・救護施設）

c 梶の木福祉会が平成14年度及び平成15年度に行う白藤園の施設整備（養護老人ホーム）

（オ）県議会での審議

a 平成12年2月議会文化厚生委員会

実施委員会の審査報告及び今後の県の手順を説明した。

b 平成12年6月議会文化厚生委員会

清香園、千松園及び浦戸園の移管について実施委員会報告書の内容を説明し、了承を得た。

c 平成12年12月議会文化厚生委員会

移管予定先の社会福祉法人との協議経過等を説明した。

d 平成13年2月議会

高知県立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例議案の議決を得た。

e 平成13年6月議会文化厚生委員会

白藤園の移管について実施委員会報告書の内容を説明し、了承を得た。

f 平成14年2月議会

高知県立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案の議決を得た。

（2）本件補助金について

ア 法的根拠

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項において、「国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出」することができること定められており、県は「社会福祉法人に対する助成に関する条例」（昭和33年条例第2号。以下「助成条例」

という。)を定めている。この条例に基づいて従来から既存要綱による補助が行われており、本件補助金も、この条例を根拠としている。

#### イ 本件補助金の考え方

移管に当たって、県は、本件移管先法人が行う移管対象施設の整備事業を補助対象とした本件要綱を設けている。既存要綱による補助事業では、国の補助基本額を補助の対象額としているが、本件要綱による補助事業は、これに加えて国の補助基本額を超える額についても、国の補助基本額の6割相当額までは補助対象額としている。

このことについて、高齢者福祉課は、次のように説明している。

(ア) 本件補助金を設けたのは、まず、検討委員会の中で超過負担の改善や移管に伴う応分の支援策の用意などが指摘されたことを受けたものであること、次に、移管後の運営の前提となる施設の改善については、これまでの設置・運営主体である県が応分の責任を持ち、かつ入所者の処遇の向上を図る方向で整備すべきであり、またその整備は、移管先法人が主体的に策定した計画を前提とすることが適当と判断したものである。

(イ) 県が丸抱えですべて助成するという考え方ではなく、国庫補助の導入を基本として、当該法人にも負担(補助基本額又は国庫補助の考え方に準じた基準額の4分の1相当額)を求めている。

(ウ) 補助基本額の6割は、その時点での過去5年間の高齢者福祉施設整備事業での事業者負担の実績を勘案した割合を根拠として設定したものである。

#### ウ 本件要綱について

##### (ア) 目的

本件要綱は、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号)第20条の規定に基づき、定めている。目的は第2条に規定されており、移管先法人が行う移管施設の機能強化事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることである。

施行日は、平成13年8月10日からとされ、その効力は平成16年5月31日までとされている。

その後、本件要綱は、平成14年4月1日付けで、補助対象事業について、梶の木福祉会が白藤園の機能を強化・充実するために行う施設整備及び設備整備事業の追加、海の里が浦戸園の機能強化・充実するために行う施設整備及び設備整備事業に高知市が補助する事業の終了に伴う当該事業の削除を内容とする改正がされている。

更に、平成14年6月24日付けで、国の補助事業の基準単価の変更に連動して本件補助金の基準単価の変更のための改正がされている。

#### (イ) 補助対象及び補助率

本件要綱第3条の規定により、補助対象は、移管施設で行う施設整備(増改築、改築その他4種類)及び設備整備(初度設備整備その他5種類)で、補助率は、通常分4分の3、超過分10分の10、返還分10分の10である。

#### (ウ) 交付額の算定方法

本件要綱第6条に規定されている。負担の関係を図示すると次のとおりである。

| 施設整備等の総事業費 |       |       | 法人負担額<br>事業主体である法人が負担する額                                                      |
|------------|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------|
|            | 超過分   |       | 補助対象額 = 補助基本額 × 0.6<br>(超過分)<br>補助額 = 補助対象額 × 10 / 10                         |
|            | 補助基本額 | 1 / 4 | 法人負担額                                                                         |
|            |       | 3 / 4 | 国に準じた補助の基準単価等により算出される補助基本額に3 / 4を乗じた額(通常分補助額)<br>(国庫補助対象となった場合は国2 / 4 県1 / 4) |

#### ウ 千松園に対する補助金について

千松園の施設整備事業については、当該施設が比較的新しく老朽化もそれほど進んでいないことから国庫補助対象の要件に適合しないこととなった。県は、当該事業を交付対象として本件補助金を交付している。

このことについて、高齢者福祉課は次のように説明している。

移管目的である入所者処遇の向上と地域における高齢者福祉サービスの支援機能の充実を図るという観点から、国庫補助の有無にとらわれず、居住スペースの拡充化や居室の個室化の促進等のための改築、改修を県に代わって実施する整備事業に対して、県が応分の支援策として補助を行ったものである。

#### エ 高知市への補助金について

高知市内にある浦戸園の施設整備事業を国庫補助事業として行う場合は、国庫補助要綱において、中核市である高知市が補助事業者として浦戸園に補助することが必要となっており、高知市は、平成13年度に浦戸園に対して36,056千円を補助した。その財源内訳は、国費24,037千円、高知市費12,019千円である。その後、県は、高知市に対して当該補助金のうちの高知市費相当額の12,019千円を本件補助金

として交付している。

この経過について、高齢者福祉課は次のように説明している。

(ア) 浦戸園への国庫補助事業について、高知市と協議したが、当該整備事業が県立施設を民間移管するという県の行政目的に関連することから、高知市が補助金を負担することについての調整は、不調に終わった。

(イ) 県としては、国庫補助の導入が図られず補助基本額の4分の3を県費負担するよりも、高知市の負担部分(補助基本額の4分の1)を補助することで、高知市を通じて国庫補助金の導入が図られる手段を採用した方が妥当であると判断し、高知市が負担する補助金相当額を県が助成することで高知市との調整が整ったものである。

#### オ 補助金の交付事務手続について

アで述べたとおり、社会福祉法人に対して県が補助する場合は、条例で定める手続に従って行うこととなっている。助成条例第4条には、申請手続として、申請書に 助成を必要とする理由書、 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、 財産目録及び貸借対照表、その他知事が必要と認める書類を添えて提出することと定められている。

本件補助金交付申請書には、そのうち 及び の書類が添付されていない。

このことについて、高齢者福祉課は次のように説明している。

#### (ア) 助成を必要とする理由書について

県は、養護老人ホームを民間へ移管する上で、施設整備に対する助成を移管の条件として位置付け、要領で「4(2)施設整備についての県費の助成」として規定して募集を行い、移管先として適当と認められた申し出者と協議を行い、協定書において助成措置に関する事項を規定し、助成を行うこととした。

このような民間移管手続の中で助成が行われていることから、特に「助成を必要とする理由書」の提出を求めする必要はないのではと考えた。

#### (イ) 財産目録及び貸借対照表について

今回の移管手続においては、移管の申し出者を実施委員会において審査する手続がとられ、この審査において申し出者の決算関係情報も整理されて審査が行われたこと、財産目録及び貸借対照表については、社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)第9条に規定する現況の報告で情報を取得できることから財産目録及び貸借対照表を徴する規定の趣旨には対応がなされていると考えた。

#### (3) 債務負担行為及び本件補助金の執行状況

協定書には、県が移管対象施設の施設整備に関する債務を負う旨の規定を設けており、法第214条及び第215条の規定に基づき、平成13年度及び平成14年度予算として、次のアのとおり債務負担行為の議決がされている。

本件補助金の平成15年1月末日現在までの執行状況は、次のイ及びウのとおりである。

ア 債務負担行為 (単位：千円)

|           | 事 項                             | 限 度 額   | 平成13年度以降の<br>支出予算額    |         | 財源内訳                             |
|-----------|---------------------------------|---------|-----------------------|---------|----------------------------------|
|           |                                 |         | 期 間                   | 金 額     |                                  |
| 平成13年3月議決 | 養護老人ホーム清香園の施設整備費に対する補助          | 676,035 | 平成13年度<br>～<br>平成15年度 | 676,035 | (一)<br>398,096<br>(国)<br>277,939 |
|           | 養護老人ホーム千松園及び救護施設浦戸園の施設整備費に対する補助 | 246,747 | 平成13年度<br>～<br>平成14年度 | 246,747 | (一)<br>246,747                   |
| 平成14年3月議決 | 事 項                             | 限 度 額   | 平成14年度以降の<br>支出予算額    |         | 財源内訳                             |
|           |                                 |         | 期 間                   | 金 額     |                                  |
|           | 養護老人ホーム白藤園の施設整備費に対する補助          | 282,572 | 平成14年度<br>～<br>平成15年度 | 282,572 | (一)<br>171,524<br>(国)<br>111,048 |

イ 支出負担行為 (交付決定)

|      |               |                  |
|------|---------------|------------------|
| 平成13 | 海の里 (施設)      |                  |
|      | 平成13年10月26日付け | 100,602,000円     |
|      | 平成14年3月5日付け   | 2,212,000円       |
|      | 平成14年5月8日付け   | 30,000円          |
|      |               | (合計) 98,360,000円 |
|      | 海の里 (設備)      |                  |

|        |                             |              |
|--------|-----------------------------|--------------|
| 年度     | 平成14年1月15日付け                | 3,483,000円   |
|        | 高知市<br>平成13年10月26日付け        | 12,019,000円  |
| 平成14年度 | 海の里 (施設)<br>平成14年4月1日付け     | 223,665,000円 |
|        | 海の里 (設備)<br>平成14年9月25日付け    | 4,876,000円   |
|        | 梶の木福祉会 (施設)<br>平成14年8月14日付け | 112,752,000円 |
|        | 香南会 (施設)<br>平成14年12月12日付け   | 36,447,000円  |

ウ 支出命令

|        |                                          |                                                     |
|--------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 平成13年度 | 海の里 (施設分)<br>平成13年12月3日付け<br>平成14年5月8日付け | (概算) 38,700,000円<br>59,660,000円<br>(合計) 98,360,000円 |
|        | 海の里 (設備分)<br>平成14年5月8日付け                 | 3,483,000円                                          |
|        | 高知市<br>平成14年5月13日付け                      | 12,019,000円                                         |
| 平成14年度 | 海の里 (施設分)<br>平成15年1月27日付け                | 223,665,000円                                        |
|        | 海の里 (設備分)<br>平成15年1月27日付け                | 4,876,000円                                          |

## 2 監査委員の判断

「1 事実関係の確認」に基づき、次のとおり判断する。

- (1) 補助金の適否については、公益上必要かどうかの認定がその判断基準とされ、その認定をするのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならないとされている。(昭和28年6月29日自行政発第186号行政課長回答)

本件補助金は、民間移管についての検討委員会の報告及びそれを受けた県議会での幾多の議論を経る中で、助成の方向

が示されていたものであり、移管の円滑な推進に資するとともに移管後の施設の安定的な運営が確保されることで、本県における養護老人ホーム等の福祉ニーズへの適正な対応に資することを目的としていることなどから判断すると、公益上の必要性があると認められる。

- (2) 既存の補助制度との均衡に関しては、本件補助金は、公益目的である移管を円滑に進める経過の中で設けられたものであり、運営の前提となる施設の改善について、これまでの設置・運営主体である県が本来その責任において整備すべき範囲の内容に対するものであることから、その性格と目的を異にしているものと考ええる。

また、本件補助金の交付先については、移管先法人の選定に際して公募方式を採用し、公募の申し出者の審査を行った結果であることから、あらかじめ具体の法人を特定していたとは認められない。

- (3) 国の補助基本額を超える部分として補助対象とする範囲(超過分)を、基本額の6割相当額と設定した根拠については、県内の社会福祉法人が施設整備等を行うに当たって負担している実績をもとに設定していると認められ、これを積極的に否定する根拠はない。

- (4) 千松園の施設整備事業に対する補助に関して、法定された国の負担分を県が負担しているとする旨の主張については、国は自らの採択基準に基づく裁量によって補助を行うものであり、当然に負担する義務を負うものではないので、県が国の負担分を補助したことには当たらない。

- (5) 高知市に対する補助について、国庫補助を導入せずに補助基本額の4分の3を全額県費で負担するよりも、高知市を通じて国庫補助の導入を図る手段を採用すべきと判断したことは、やむを得ない事情として一定理解できる。実質的に県が負担したとも言えるが、高知市が補助するための財源を県から確保したという見方もでき、また、国の定める手続に合致して補助事務が完結していることから、これを直ちに違法又は不当ということはできない。

なお、高知市に当該補助をすることの適否については、上記(1)で述べた公益性の範囲内にあるものと考ええる。

- (6) なお、本件補助金の交付手続において、条例で定める申請書の添付書類の一部が提出されていないことは不適切といえるが、一連の移管手続の過程で必要な内容が把握されていることから、このことによって補助の要件を欠くことにはならないと考える。

以上により請求人の主張は、認められないと判断する。

